

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月26日

【発行者名】 新生インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 海野 典夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 8 号

【事務連絡者氏名】 伊藤 真澄

【電話番号】 03-5157-5530

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 新生・フラトン VPICファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額 上限1,300億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

新生・フラトンVPICファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）

ただし、「VPIC」に「ヴィピック」とフリガナを付すことがあります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

・格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下、「委託者」、「委託会社」または「当社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行(売出)価額の総額】

1,300億円を上限とします。

### （４）【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額<sup>1</sup>とします。

午後3時(わが国の金融商品取引所<sup>2</sup>が半休日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

1「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

2「金融商品取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

（以下同じ。）

・基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間（営業日）9：00～17：00（半休日となる場合は9：00～12：00）

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄

に略称「VPIC」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

(5) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または（4）に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」でお申込みの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社または（4）に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成21年11月27日から平成22年11月25日まで

平成22年11月26日以降の継続申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所である「販売会社」については（4）に記載される委託会社の照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

お申込金額は、販売会社が指定する期日までにお支払いください。お申込金額には利息は付利されません。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、住友信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、（4）に記載される照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が

税引後、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。「自動けいぞく投資コース」による再投資の際には、手数料はかかりません。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

シンガポールの銀行休業日およびその前営業日

ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日

パキスタンのカラチ証券取引所の休業日

インドのムンバイ証券取引所の休業日

中国の香港証券取引所の休業日

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

日本以外の地域における発行は行いません。

#### 振替受益権について

- ・ ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
- ・ ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### (参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」と言います。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

この投資信託は、主に投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

###### ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 株式に属します。

当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなります。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( )
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型投信・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (含、日本)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			( )
公債	(隔月)	欧州		
社債				

その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式(一般)))	その他 ( )	アフリカ		
資産複合 ( )		中近東 (中東)		
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(株式(一般)))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

- その他資産（投資信託証券（株式（一般）））
- ・ 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
- 年 1 回
- ・ 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ア ジ ア
- ・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ファンド・オブ・ファンズ
- ・ 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- なし
- ・ 目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）で閲覧が可能です。

#### 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,300億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

1.主として、ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

投資対象には、預託証券<sup>1</sup>、個別銘柄の株価や株価指数に係るオプション、株式や株価指数の価格に運用成果が連動する債券等も含まれます。また、株式や株価指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などを利用することがあります。

1 預託証券： Depositary Receiptのことで、頭文字をとってDRと略すことがあります。株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証券のことで、

中国の株式には、上海証券取引所、深?証券取引所に上場している株式のほか、香港証券取引所に上場している中国本土関連企業の株式（レッドチップ<sup>2</sup>、H株<sup>3</sup>）やその他の証券取引所に上場している中国本土関連企業の株式等（預託証券（DR）を含みます。）を含みます。なおその他の国の株式も国外の証券取引所に上場している株式に投資する場合があります。また未上場株式に投資する場合があります。

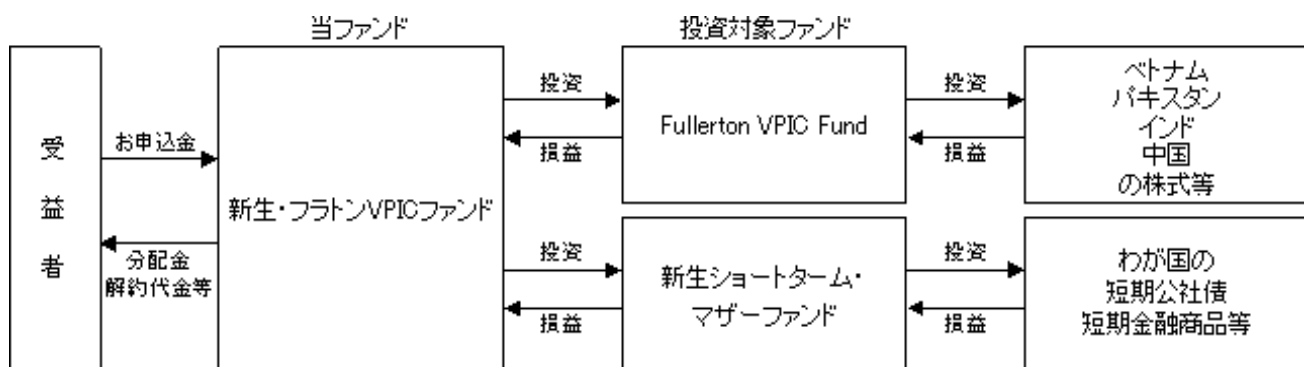
2 レッドチップ： 資本的な背景は中国本土だが登記は香港（またはその他地域）で行われた企業（銘柄）

3 H 株： 香港に上場した、資本も登記場所も中国本土の企業（銘柄）

ベトナム、パキスタン、インド、中国の株式等への投資は、ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund Class A」受益証券（以下、「Fullerton VPIC Fund」または「投資先ファンド」という場合があります。）への投資を通じて行います（当ファンドはファンド・オブ・ファンズです）。

主として前記の外国投資信託に投資しますが、そのほか国内投資信託「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券にも投資します。

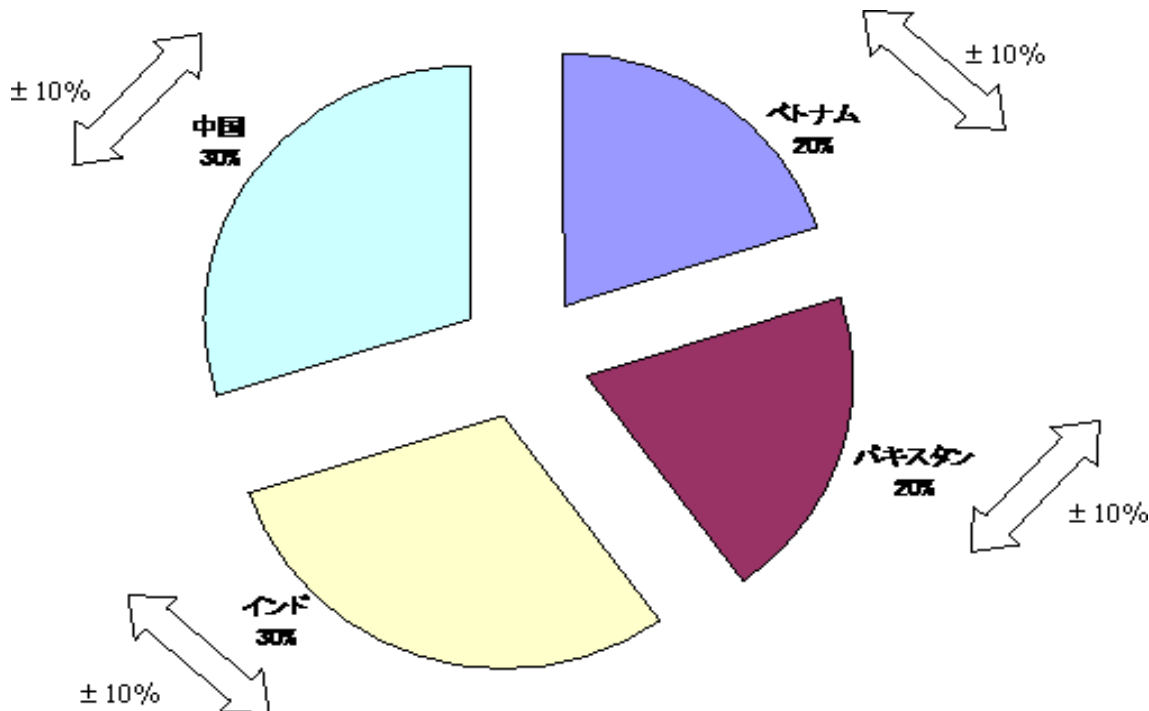
## < ファンドの仕組み >



2.ベトナム、パキスタン、インド、中国の国別配分比率は、原則として20%、20%、30%、30%を基本とします。

3. 国別配分は、マクロ経済や企業業績の動向および株式市場のバリュエーションなどを分析し、原則として基本構成比の $\pm 10\%$ の範囲内で変動させます。

< 国別基本構成比 >



ただし、市場の流動性やその他やむを得ない事情により、国別配分比率が上記の範囲外となる場合があります。

4. 業種や銘柄の選定は、企業訪問やファンダメンタルズ分析、テクニカル分析に基づき行います。

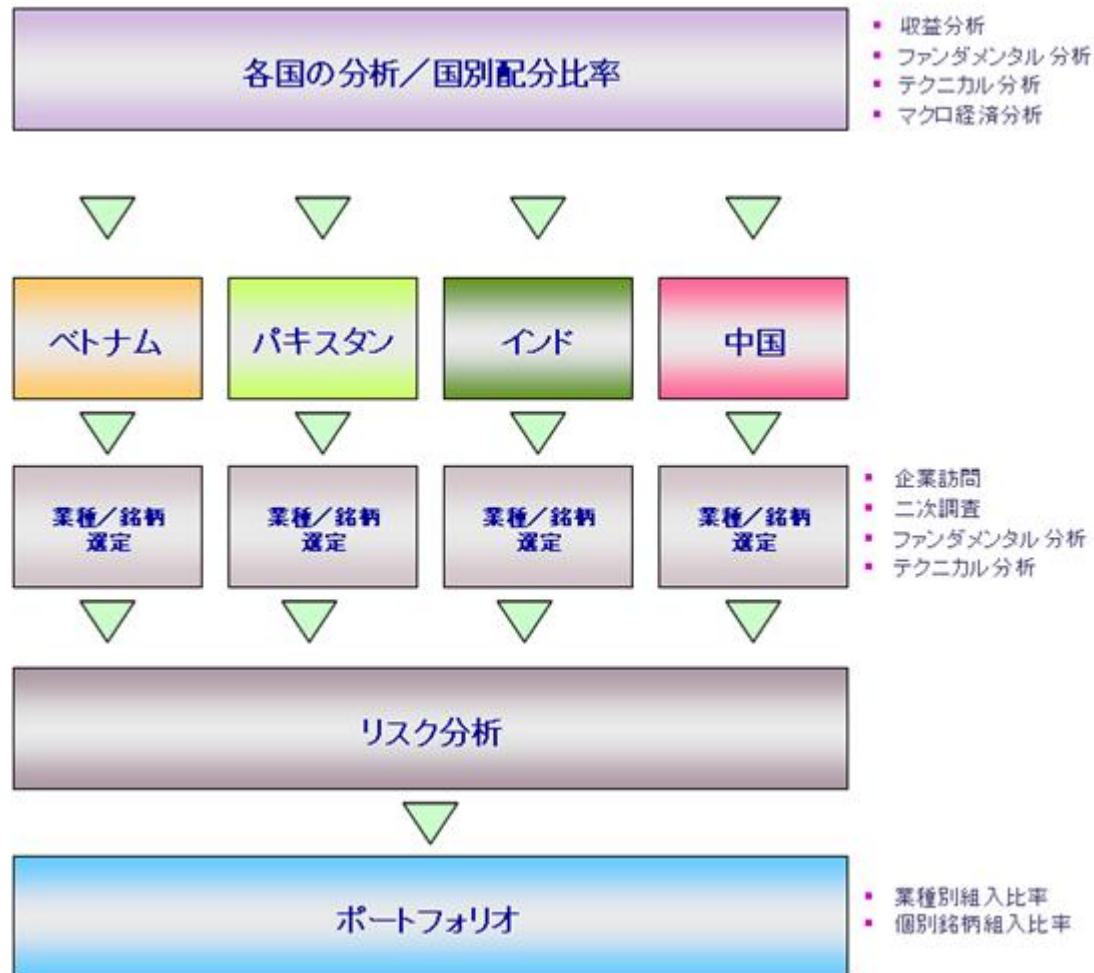
5. 「Fullerton VPIC Fund」の運用は、フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドが行います。

< フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドの概要 >

シンガポールを拠点とする運用会社。シンガポール財務省が全額出資するテマセック（TEMASEK）・ホールディングスの100%出資により2003年にシンガポール金融庁の認可を受けて設立。以下、「フラトン社」といいます。

< Fullerton VPIC Fundのポートフォリオの構築プロセス >

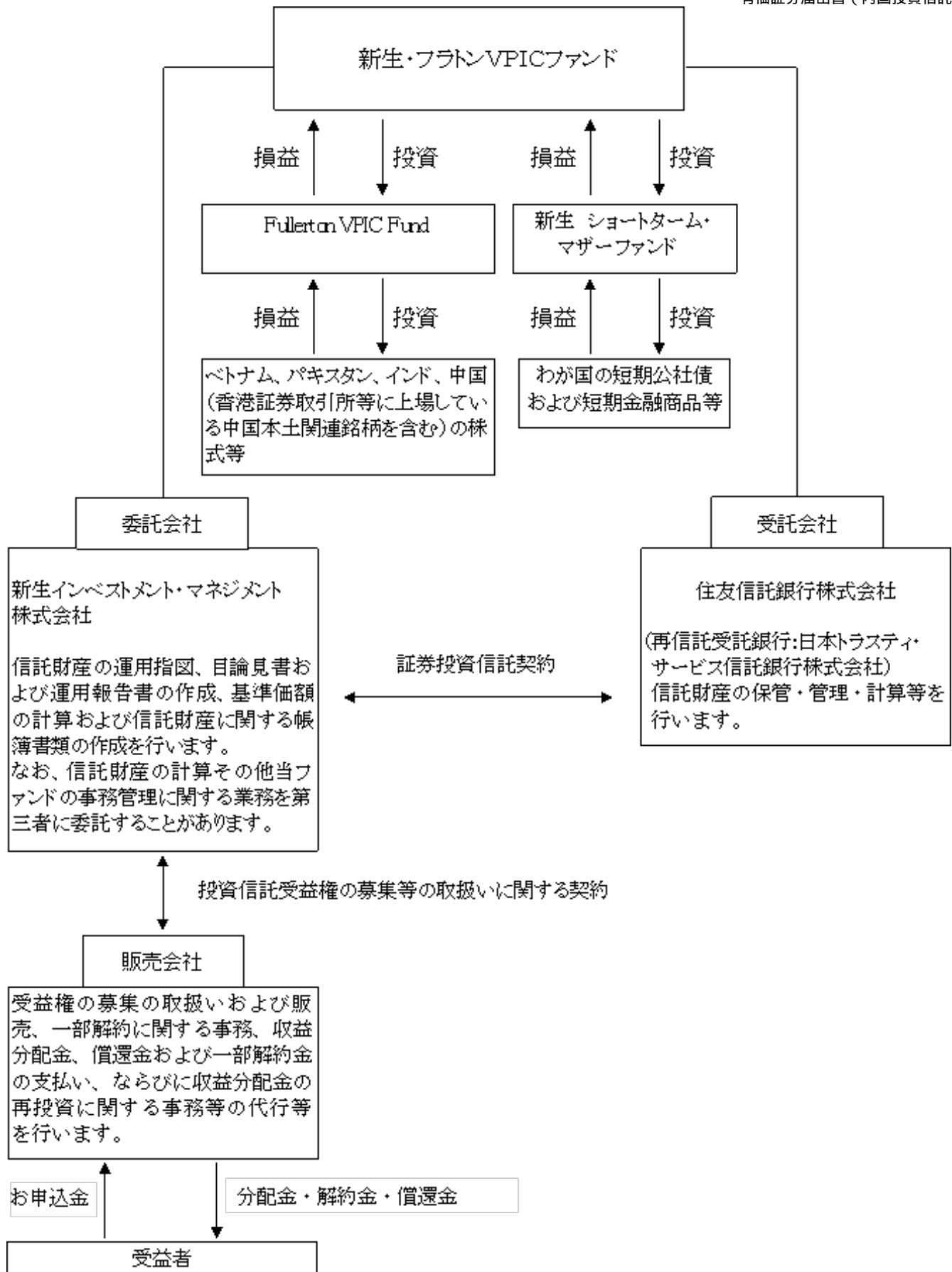




6. 実質組入外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

## (2) 【ファンドの仕組み】

### ファンドの仕組み



## 契約等の概要

### 1) 証券投資信託契約

「証券投資信託契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と受託会社（住友信託銀行株式会社）との間で結ばれ、投資運用方針、収益分配方法、受益権の内

容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。

## 2) 投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約

「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」は、委託会社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

### 委託会社の概要

#### 1) 資本金

4億9,500万円（平成21年9月末日現在）

#### 2) 沿革

平成13年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

平成14年2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

平成15年3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

平成19年9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

#### 3) 大株主の状況

（平成21年9月末日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数（株）	所有比率（％）
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町 二丁目1番8号	9,900	100

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund」受益証券への投資を通じて、主にベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含む）の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

当ファンドはファンド・オブ・ファンズであり、投資対象とする外国投資信託に組入れられる銘柄の選択について重視し、当該ファンドに投資を行います。

投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。

投資する投資信託証券は見直しを行う場合があります。

実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1）有価証券
- 2）金銭債権
- 3）約束手形

および、次に掲げる特定資産以外の資産

- 1）為替手形

### 運用の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の第1号のケイマン籍の円建て外国投資信託証券

「Fullerton VPIC Fund」受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）および第2号の新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である 新生 ショートターム・マザーファンド の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに次の第3号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．ケイマン籍円建て外国投資信託証券「Fullerton VPIC Fund」受益証券
- 2．証券投資信託である 新生 ショートターム・マザーファンド 受益証券
- 3．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）

また、委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

### < 投資対象投資信託証券の概要 >

「Fullerton VPIC Fund」はケイマン籍の円建て外国投資信託受益証券です。「新生 ショートターム・マザーファンド」は新生インベストメント・マネジメント株式会社が設定・運用する証券投資信託/親投資信託です。

ファンド名	Fullerton VPIC Fund
形態	ケイマン籍の円建て外国投資信託受益証券

主な投資対象	<p>ベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます。）の株式です。</p> <p>（未上場株式や国外の証券取引所に上場している株式に投資する場合があります。）</p> <p>そのほか、預託証書（DR、Depositary Receipt）、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書、償還金額等が株式や株価指数の価格に連動する効果を有する債券等に投資する場合があります。また、株式や株価指数を対象とした先物取引、スワップ取引、オプション取引などを利用する場合があります。</p>
運用の基本方針	<p>信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。</p>
主な投資態度	<p>主にベトナム、パキスタン、インド、中国（香港証券取引所等に上場している中国本土関連銘柄を含みます。）の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。</p> <p>株式への投資は高位を維持することを基本とします。ただし、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、組入比率を落とす場合があります。また市場の休場等に対応するため一時的に組入比率を落とす場合があります。</p> <p>株式等の国別配分比率は、ベトナム20%、パキスタン20%、インド30%、中国30%を基本とし、原則として±10%の範囲内で変動させます。ただし、市場の流動性やその他やむを得ない事情により、国別配分比率が上記の範囲外となる場合があります。</p> <p>外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>市況動向や、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき等ならびに運用資産が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資割合に制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の株式（当該株式を実質的な投資対象とする証券または証書を含みます。）への投資割合は、投資信託財産の10%以下とします。</p> <p>株式（株式を実質的な投資対象とする証券または証書を含みます。）の時価総額とデリバティブ取引の株式のロング・ポジションの想定元本の合計額は、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p> <p>外貨建て資産への投資割合に制限を設けません。</p>
決算日	<p>年1回、原則として毎年12月31日</p>
申込手数料	<p>かかりません。</p>
解約手数料	<p>かかりません。</p>
運用報酬	<p>純資産総額に対し年率0.90%</p>

管理費用等	<p>受託会社報酬額 年額約60,000米ドル  （投資先ファンドの純資産総額1億米ドル相当額の場合の概算値です。）</p> <p>当初のファンド設定費用（弁護士費用等） 合計1,904,767円  （この費用については当初5年間で償却いたします。年額約38万円です。）</p> <p>その他（ ）管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等（ ）監査報酬、弁護士報酬等（ ）有価証券売買時の取引費用等（*その他の費用は変動することが予想され、見積りが困難です。）</p> <p>投資先ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資先ファンドの信託財産から支払われます。</p>
運用会社	Fullerton Fund Management Company Ltd 所在地：シンガポール共和国シンガポール市
管理会社	HSBC Trustee (Cayman) Limited
ファンド名	Fullerton VPIC Fund

（注）運用報酬や管理費等については、「4 手数料等及び税金」をご参照ください。

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
形態	契約型投資信託受益証券/親投資信託
主な投資対象	わが国の短期公社債および短期金融商品です。
運用の基本方針	信託財産の安定的な収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	外貨建て資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等を行うことができます。 スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
決算日	年1回、原則として毎年12月10日（収益の分配は行いません。）
申込手数料	かかりません。
解約手数料	かかりません。
運用報酬	かかりません。
運用会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託銀行	住友信託銀行株式会社

### （3）【運用体制】

## 新生インベストメント・マネジメント株式会社

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会 議	役 割・機 能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項および関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組 織	役 割・機 能
運用部 (7名)	運用部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

なお、コンプライアンス・オフィサーは、管理部に属します。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱い基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

### フラトン社

チーフ・インベストメント・オフィサー（以下、CIO）のもと、株式、債券、ストラテジー・通貨、ファンド・オブ・ヘッジファンドのチームがあり、下記のような会議があります。  
アセットアロケーション・ミーティング・・・隔月開催。議長はCIOで、メンバーは全ての運用専門職。株式市場の見通しやカントリー・アロケーションなどが話し合われます。  
投資委員会・・・隔週開催。CIOが議長。各アセットクラスのヘッドとストラテジーチームが参加。投資の基本戦略が決定されます。  
株式ミーティング・・・毎週開催。株式チームのヘッドが議長。株式チームで一週間の売買とパフォーマンスが議論されます。

上記の運用体制等は平成21年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

##### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の範囲で、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。

##### 2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

##### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

##### 分配金のお支払い

###### 「一般コース」

原則として、決算日から起算して5営業日目までに収益分配金のお支払いを開始いたします。支払いは販売会社において行います。

###### 「自動けいぞく投資コース」

原則として、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に再投資され、手数料はかかりません。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（注）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。

#### （５）【投資制限】

##### 信託約款に基づく投資制限

投資信託証券、短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託の約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を受けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。



外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

### 3 【投資リスク】

#### （1）ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

## 1. 価格変動リスク（株価変動リスク）

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

## 2. 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

### 3. カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可

能性が高く、外部評価の悪化（格付けの低下）、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起りやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリー・リスクを伴います。

### 4. 信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

## 5. その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消することがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われなない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

新生インベストメント・マネジメント株式会社

### 1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されま

す。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組織	役割・機能
運用部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。</li> <li>・ 投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。</li> </ul>
管理部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。</li> <li>・ 法令および信託約款の遵守状況をモニタリングします。</li> </ul>

### 2) コンプライアンス体制

管理部（コンプライアンス・オフィサーは管理部に属します。）は、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

### フラトン社

リスク管理体制は役員会レベルの監査・リスク委員会によって監督されます。

リスクのモニター、コントロール、管理は、独立したリスク・コンプライアンス・チームによってなされ、チーフ・オペレーティング・オフィサーにレポートされます。

上記体制は平成21年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額）（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

##### (2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料

換金(解約)手数料はかかりません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

「信託財産留保額」とは、投資信託を中途解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰入れる金額のことをいいます。

##### (3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年1.176%（税抜1.12%）の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。（括弧内は税抜です。）

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.176%	0.3885%	0.735%	0.0525%
(1.12%)	(0.37%)	(0.70%)	(0.05%)

投資先ファンドの運用報酬（年率0.90％）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年2.076％程度です。

#### 信託報酬の支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、計算期間の最初の6ヶ月終了日（該当日が休業日のときは、翌営業日とします。）、毎計算期間終了日、および信託終了のときに、信託財産から支払います。

#### （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。

その他の手数料等につきましては、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### 《参考》

当ファンドが投資対象とするケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund Class A」受益証券に係る手数料について

- （１）申込手数料 申込手数料はかかりません。
- （２）換金（解約）手数料 換金（解約）手数料はかかりません。
- （３）運用報酬

運用報酬（年率）	投資先ファンドの純資産の0.90％
----------	-------------------

なお、当ファンドの信託報酬（年率1.176％）に、投資先ファンドの運用報酬（年率0.90％）を加えた、受益者が実質的に負担する信託(運用)報酬率の概算値は以下の通りです。(申込手数料、解約留保額等は含んでおりません。)ただし、この値はあくまでも実質的な信託(運用)報酬の目安であり、投資先ファンドの組入状況によっては、実質的にご負担いただく信託(運用)報酬は変動いたします。

全体としての実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値
年2.076% 程度

(4) その他の手数料等

受託会社報酬額 年額約60,000米ドル

(投資先ファンドの純資産総額1億米ドル相当額の場合の概算値です。)

当初のファンド設定費用(弁護士費用等) 合計1,904,767円

(この費用については当初5年間で償却いたします。) 年額約38万円

管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等、監査報酬、弁護士報酬等、有価証券売買時の取引費用等および、投資先ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資先ファンドの信託財産から支払われます。

その他の費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

「新生 ショートターム・マザーファンド」

信託報酬、申込手数料および換金手数料はかかりません。

(5) 【課税上の取扱い】

受益者が支払いを受ける「収益分配金」のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに個別元本について

<普通分配金と特別分配金>

収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際

(1) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

(2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場

合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。

(3) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

#### <個別元本>

各受益者の買付時の受益権の基準価額(お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

(1) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

(2) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

#### 参考 個人投資家および法人投資家の課税の取扱いについて

##### <個人投資家の場合>

###### (1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、平成24年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

###### (2) 一部解約時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、平成24年1月1日以降は20%(所得税15%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等に係る譲渡益との通算が可能です。

##### <法人投資家の場合>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%(所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。)、平成24年1月1日以降は15%(所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。また、法人が受け取る譲渡益に関しては、全額が法人税の課税対象となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。



す。

## 5【運用状況】

以下は平成21年9月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	8,190,092,603	97.14
親投資信託受益証券	日本	106,349,882	1.26
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		134,407,578	1.59
合計(純資産総額)		8,430,850,063	100.00

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### 1) 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価金額(円)	評価 単価 (円)	評価金額(円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	Fullerton VPIC Fund Class A	1,573,522.750	4,985	7,844,309,878	5204.9407	8,190,092,603	97.14
日本	親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	104,964,353	1.013	106,328,889	1.0132	106,349,882	1.26

#### 2) 種類別および業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
----	----	---------

投資信託受益証券		97.14
親投資信託受益証券		1.26
合計		98.40

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成21年9月末日および同日前1年以内における各月末ならびに各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
第1期計算期間末 (平成20年8月26日)	10,651	10,651	0.6144	0.6144
第2期計算期間末 (平成21年8月26日)	8,169	8,169	0.5147	0.5147
平成20年9月末日	8,380		0.4979	
平成20年10月末日				
平成20年11月末日				
平成20年12月末日				
平成21年1月末日	5,237		0.3158	
平成21年2月末日	5,432		0.3325	
平成21年3月末日	5,744		0.3542	
平成21年4月末日	6,299		0.3894	
平成21年5月末日	7,537		0.4646	
平成21年6月末日	7,890		0.4835	
平成21年7月末日	8,066		0.5062	
平成21年8月末日	8,173		0.5146	
平成21年9月末日	8,430		0.5362	

\* 純資産総額（百万円）は単位未満を切捨てて表示しています。

(注) 当ファンドは、パキスタン株式市場の流動性が減少したため、市場実勢を反映した適正な価格の算出が困難となったとして、当ファンドが投資しているFullerton VPIC Fundが買付け・解約を停止したため、平成20年10月8日から平成21年1月6日まで、取

得のお申込みおよび一部解約の実行の請求の受付、ならびに基準価額の公表を停止してまいりました。

### 【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間 （平成19年9月28日～ 平成20年8月26日）	-
第2期計算期間 （平成20年8月27日～ 平成21年8月26日）	-

### 【収益率の推移】

期間	収益率（％）
第1期計算期間 （平成19年9月28日～ 平成20年8月26日）	?38.6
第2期計算期間 （平成20年8月27日～ 平成21年8月26日）	?16.2

（注1）各計算期間の収益率とは、計算期間末の基準価額（分配金付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（注2）収益率は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しています。

#### <ご参考>

以下は平成21年9月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1)投資状況

「新生 ショートターム・マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	429,946,180	99.75
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)		1,062,342	0.25
合計(純資産総額)		431,008,522	100.00

#### (2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

## 1) 評価額上位銘柄明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第47回国庫短期証券	250,000,000	99.96	249,913,500	99.98	249,962,500	-	2009年11月16日	57.99
2	日本	国債証券	第40回国庫短期証券	140,000,000	99.96	139,946,240	99.99	139,993,000	-	2009年10月19日	32.48
3	日本	国債証券	第51回国庫短期証券	40,000,000	99.96	39,985,680	99.97	39,990,680	-	2009年12月7日	9.28

## 2) 種類別および業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		99.75
合計		99.75

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 6【手続等の概要】

## (1) 申込（販売）手続き等

## 取得申込手続き

1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。

2) 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替えを行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

## 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお

申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

シンガポールの銀行休業日およびその前営業日

ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日

パキスタンのカラチ証券取引所の休業日

インドのムンバイ証券取引所の休業日

中国の香港証券取引所の休業日

申込単位

申込単位につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間（営業日）9：00～17：00（半休日となる場合は9：00～12：00）

コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」

お申込みの際に、販売会社に取引口座を開設のうえ、お申込みください。

「自動けいぞく投資コース」

- ・ お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・ 収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

申込価額と金額

- 1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3) お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

申込手数料

- 1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2) 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

## (2) 換金(解約)手続等

換金の請求

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。
- 2) 原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。  
換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときには、振替受益権をもって行うものとします。

#### 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求申込日が下記のいずれかに該当する場合は、換金請求のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- シンガポールの銀行休業日およびその前営業日
- ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日
- パキスタンのカラチ証券取引所の休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- 中国の香港証券取引所の休業日

#### 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 換金単位

販売会社が定める単位をもって換金できます。

販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（基準価額に0.3%を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰入れられます。

#### 支払開始日

お手取額は、原則として解約申込の受付日から起算して、8営業日目以降、販売会社において支払います。

#### 解約申込みの受付の中止、既に受付けた解約申込みの受付の取消し

- 1) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消す場合があります。
- 2) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実

行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして取扱います。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産管理等の概要

#### 資産の評価

#### 1) 基準価額の算定

イ) 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ロ) ファンドは便宜上、基準価額を、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

#### 2) ファンドの主な投資対象の評価基準

イ) 信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

ロ) ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund Class A」受益証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の基準価額で評価します。

ハ) 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

ニ) 外貨建て資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）は、原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

ホ) 予約為替は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### 3) 基準価額の算出頻度と公表

イ) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。

ロ) 基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間（営業日）9：00～17：00（半休日となる場合は9：00～12：00）

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「VPIC」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

#### 保管

該当事項はありません。

#### 信託期間

原則、無期限とします。ただし、信託約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

#### 計算期間

原則として、毎年8月27日から翌年8月26日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### その他

### 1) 信託の終了（繰上償還）

- イ) 委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ロ) 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ハ) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ニ) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記イ)の信託契約の解約をしません。
- ホ) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ヘ) 上記ハ)からホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ト) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- チ) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- リ) 上記チ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述2)信託約款の変更規定ニ)の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
- ヌ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、後述2)信託約款の変更規定にしたがい新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ル) 委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 2) 信託約款の変更

- イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生し



たときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

- ロ) 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ハ) 上記ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 二) 上記ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記イ)の信託約款の変更をしません。
- ホ) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ヘ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記イ)からホ)までの規定にしたがいます。
- ト) 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- チ) 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記イ)からホ)までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記ロ)の書面の交付を原則として行いません。

### 3) 異議の申立て

- イ) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。
- ロ) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- ハ) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行う場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求できます。
- 二) 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

### 4) 償還金について

- イ) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに支払いを開始いたします。）から受益者に支払われます。
- ロ) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

### 5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎年8月の決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該信託に係る知られたる受益者に交付します。

6) 関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金・償還金受領権

解約請求権

帳簿閲覧権

第2【財務ハイライト情報】

(1) 下記の情報は有価証券届出書、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。

(2) 「財務諸表」については、監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されております。

なお、従来から当ファンドが監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

## 新生・フラトンVPICファンド

## 1【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成20年8月26日現在)	第2期 (平成21年8月26日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	281,843,612	171,829,897
投資信託受益証券	10,336,694,493	7,942,643,404
親投資信託受益証券	200,711,377	106,328,889
未収利息	2,857	235
流動資産合計	10,819,252,339	8,220,802,425
資産合計	10,819,252,339	8,220,802,425
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	109,437,513	9,535,245
未払受託者報酬	2,588,388	1,823,759
未払委託者報酬	55,391,507	39,028,403
その他未払費用	435,936	520,556
流動負債合計	167,853,344	50,907,963
負債合計	167,853,344	50,907,963
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	17,335,802,863	15,871,900,738
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	6,684,403,868	7,702,006,276
純資産合計	10,651,398,995	8,169,894,462
負債純資産合計	10,819,252,339	8,220,802,425

## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自平成19年9月28日(設定日) 至平成20年8月26日)	第2期 (自平成20年8月27日 至平成21年8月26日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	731,989	211,273
有価証券売買等損益	7,202,594,130	1,763,433,577
営業収益合計	7,201,862,141	1,763,222,304
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	6,453,444	3,593,078
委託者報酬	138,103,553	76,891,792
その他費用	955,044	1,049,740
営業費用合計	145,512,041	81,534,610
営業利益又は営業損失( )	7,347,374,182	1,844,756,914
経常利益又は経常損失( )	7,347,374,182	1,844,756,914
当期純利益又は当期純損失( )	7,347,374,182	1,844,756,914
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	1,056,084,855	371,140,508
期首剰余金又は期首欠損金( )	-	6,684,403,868
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,583,085	860,806,882
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,583,085	860,806,882
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	428,697,626	404,792,884
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	428,697,626	404,792,884
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	6,684,403,868	7,702,006,276

[次へ](#)

## &lt;注記表&gt;

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 1 期 (自平成19年 9 月28日(設定日) 至平成20年 8 月26日)	第 2 期 (自平成20年 8 月27日 至平成21年 8 月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券及び親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。</p>	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>ファンドの計算期間</p> <p>当ファンドの計算期間は原則として、毎年 8 月27日から翌年 8 月26日までとしておりますが、第 1 期計算期間は期首が設定日のため平成19年 9 月28日から平成20年 8 月26日までとなっております。</p>	<p>ファンドの計算期間</p> <p>当ファンドの第 2 期計算期間は平成20年 8 月27日から平成21年 8 月26日までとなっております。</p>

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

2) 上記1)の申請のある場合には、上記1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、上記1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

3) 上記1)の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

#### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

### 第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の  
記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

（1）資産の評価

（2）保管

（3）信託期間

（4）計算期間

（5）その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

### 第三部【ファンドの詳細情報】

#### 第1【ファンドの沿革】

平成19年9月28日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

#### 第2【手続等】

##### 1【申込(販売)手続等】

###### 取得申込手続き

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでもお申込みが可能です。
- 2) 原則として、午後3時(わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時)までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

###### 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- シンガポールの銀行休業日およびその前営業日
- ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日
- パキスタンのカラチ証券取引所の休業日
- インドのムンバイ証券取引所の休業日
- 中国の香港証券取引所の休業日

###### 申込単位

申込単位につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間（営業日）9：00～17：00（半休日となる場合は9：00～12：00）

###### コースの選択

収益分配金の受取方法によって、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2通りがあります。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

###### 「一般コース」

お申込みの際に、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。



### 「自動けいぞく投資コース」

- ・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。別の名称で当該契約と同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあります。
- ・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

#### 申込価額と金額

- 1) 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 2) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- 3) お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

#### 申込手数料

- 1) 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- 2) 収益分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。

#### 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしがたい、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

## 2【換金(解約)手続等】

#### 換金の請求

- 1) 販売会社の営業日は、原則として、いつでも換金が可能です。
- 2) 原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

#### 換金請求不可日

販売会社の営業日であっても、換金請求申込日が下記のいずれかに該当する場合は、換金請求のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

シンガポールの銀行休業日およびその前営業日

ベトナムのホーチミン証券取引所の休業日

パキスタンのカラチ証券取引所の休業日

インドのムンバイ証券取引所の休業日

中国の香港証券取引所の休業日

#### 換金制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするた

め、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 換金単位

販売会社が定める単位をもって換金できます。

販売会社によっては、換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(基準価額に0.3%)を乗じて得た額をいい、信託財産に繰入れられます。

#### 支払開始日

お手取額は、原則として解約申込の受付日から起算して、8営業日目以降、販売会社において支払います。

#### 解約申込の受付の中止、既に受付けた解約申込の受付の取消し

- 1) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- 2) 上記1)により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約の請求を受付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして取扱います。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の算定

- 1) 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- 2) ファンドは便宜上、基準価額を、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

##### ファンドの主な投資対象の評価基準

- 1) 信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

- 2) ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund Class A」受益証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。
- 3) 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
- 4) 外貨建て資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)は、原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
- 5) 予約為替は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### 基準価額の算出頻度と公表

- 1) 基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社などで入手することができます。
- 2) 基準価額につきましては、販売会社または以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

新生インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com>

電話番号 03-5157-5549

お問い合わせ時間(営業日) 9:00~17:00(半休日となる場合は9:00~12:00)

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に略称「VPIC」として当ファンドの基準価額が掲載されます。

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

原則、無期限とします。

ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解除し、信託を終了させることがあります。

#### (4) 【計算期間】

原則として、毎年8月27日から翌年8月26日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5) 【その他】

信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託者は、上記1)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。た

だし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- 3) 上記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 上記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記1)の信託契約の解約をしません。
- 5) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 上記3)から上記5)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 9) 上記8)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述 信託約款の変更規定4)の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
- 10) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、後述 信託約款の変更規定にしたがい新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 11) 委託者が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 上記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 上記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記1)の信託約款の変更をしません。
- 5) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ん。

- 6) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1)から上記5)までの規定にしたがいます。
- 7) 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- 8) 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記1)から上記5)までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記2)の書面の交付を原則として行いません。

#### 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行う場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求できます。
- 4) 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 償還金について

- 1) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに支払いを開始いたします。）から受益者に支払われます。
- 2) 償還金の支払いは、販売会社において行われます。

#### 運用報告書の作成

委託会社は、毎年8月の決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該信託に係る知られたる受益者に交付します。

#### 関係法人との契約について

販売会社との「投資信託受益権の募集等の取扱いに関する契約」の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### 収益分配金・償還金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、所有する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

2)ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

#### 解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

#### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

#### 第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年8月9日内閣府令第61号）」附則第3条の規定により、第1期計算期間（平成19年9月28日（設定日）から平成20年8月26日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成19年9月28日（設定日）から平成20年8月26日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、第2期計算期間（平成20年8月27日から平成21年8月26日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、従来から当ファンドが監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

## 1【財務諸表】

新生・フラトンVPICファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成20年8月26日現在)	第2期 (平成21年8月26日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	281,843,612	171,829,897
投資信託受益証券	10,336,694,493	7,942,643,404
親投資信託受益証券	200,711,377	106,328,889
未収利息	2,857	235
流動資産合計	10,819,252,339	8,220,802,425
資産合計		
	10,819,252,339	8,220,802,425
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	109,437,513	9,535,245
未払受託者報酬	2,588,388	1,823,759
未払委託者報酬	55,391,507	39,028,403
その他未払費用	435,936	520,556
流動負債合計	167,853,344	50,907,963
負債合計		
	167,853,344	50,907,963
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	17,335,802,863	15,871,900,738
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	6,684,403,868	7,702,006,276
純資産合計	10,651,398,995	8,169,894,462
負債純資産合計	10,819,252,339	8,220,802,425



## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 （自平成19年 9 月28日（設定 日） 至平成20年 8 月26日）	第 2 期 （自平成20年 8 月27日 至平成21年 8 月26日）
<b>営業収益</b>		
受取利息	731,989	211,273
有価証券売買等損益	7,202,594,130	1,763,433,577
営業収益合計	7,201,862,141	1,763,222,304
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	6,453,444	3,593,078
委託者報酬	138,103,553	76,891,792
その他費用	955,044	1,049,740
営業費用合計	145,512,041	81,534,610
営業利益又は営業損失（ ）	7,347,374,182	1,844,756,914
経常利益又は経常損失（ ）	7,347,374,182	1,844,756,914
当期純利益又は当期純損失（ ）	7,347,374,182	1,844,756,914
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,056,084,855	371,140,508
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	6,684,403,868
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,583,085	860,806,882
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,583,085	860,806,882
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	428,697,626	404,792,884
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	428,697,626	404,792,884
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,684,403,868	7,702,006,276

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 (自平成19年9月28日(設定日) 至平成20年8月26日)	第2期 (自平成20年8月27日 至平成21年8月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年8月27日から翌年8月26日までとしておりますが、第1期計算期間は期首が設定日のため平成19年9月28日から平成20年8月26日までとなっております。	ファンドの計算期間 当ファンドの第2期計算期間は平成20年8月27日から平成21年8月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (平成20年8月26日現在)	第2期 (平成21年8月26日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	17,335,802,863口	15,871,900,738口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	6,684,403,868円	7,702,006,276円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6144円 (6,144円)	0.5147円 (5,147円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自平成19年9月28日(設定日) 至平成20年8月26日)	第2期 (自平成20年8月27日 至平成21年8月26日)

<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における経費控除後の配当等収益(0円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、及び収益調整金(0円)より、分配対象収益は0円のため、当期に分配した金額はありません。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における経費控除後の配当等収益(0円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(0円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は0円のため、当期に分配した金額はありません。</p>
<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>当期一部解約に伴う欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う欠損金増加額はそれぞれ欠損金増加額及び欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。</p>	<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>同左</p>

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

第 1 期 ( 自平成19年 9 月28日 ( 設定日 ) 至平成20年 8 月26日 )	第 2 期 ( 自平成20年 8 月27日 至平成21年 8 月26日 )
該当事項はありません。	同左

## ( 重要な後発事象に関する注記 )

第 1 期 ( 自平成19年 9 月28日 ( 設定日 ) 至平成20年 8 月26日 )	第 2 期 ( 自平成20年 8 月27日 至平成21年 8 月26日 )
該当事項はありません。	同左

## ( その他の注記 )

## 1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第 1 期 ( 平成20年8月26日現在 )	第 2 期 ( 平成21年8月26日現在 )
期首元本額	9,201,209,798円	17,335,802,863円
期中追加設定元本額	11,864,027,072円	755,001,149円
期中一部解約元本額	3,729,434,007円	2,218,903,274円

## 2 有価証券関係

## 第 1 期 ( 平成20年 8 月26日現在 )

## 売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 ( 円 )	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 ( 円 )
投資信託受益証券	10,336,694,493	6,432,451,048
親投資信託受益証券	200,711,377	577,342
合計	10,537,405,870	6,431,873,706

## 第 2 期 ( 平成21年 8 月26日現在 )

## 売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	7,942,643,404	241,158,112
親投資信託受益証券	106,328,889	377,871
合計	8,048,972,293	240,780,241

## 3 デリバティブ取引関係

第1期 （自平成19年9月28日（設定日） 至平成20年8月26日）	第2期 （自平成20年8月27日 至平成21年8月26日）
当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	Fullerton VPIC Fund Class A	1,593,245.58	7,942,643,404	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	104,964,353	106,328,889	
合計		106,557,598.58	8,048,972,293	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

#### 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

## <参考>

本書の開示対象ファンド（新生・フラトンVPICファンド、以下「当ファンド」といいます。）は、ケイマン籍の円建て外国投資信託である「Fullerton VPIC Fund Class A」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同外国投資信託の受益証券です。同外国投資信託の第3期計算期間は、平成21年1月1日より平成21年12月31日であり、当ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）時点では決算を迎えておりませんが、第3期計算期間終了後には現地の法律に基づいた財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を管理会社より入手する予定です。よって、平成20年12月31日に終了した第2計算期間の財務諸表を記載しています。

また、当ファンドは「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算日における同マザーファンドの状況は次に示すとおりです。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象ではありません。

## Fullerton VPIC Fundの受益者各位に対する独立監査人の報告書

（ケイマン諸島の信託約款に基づき作成）

### 財務諸表に関する報告書

我々は、フラトン・ファンズC1のサブ・ファンドであるFullerton VPIC Fund（本サブ・ファンド）の2008年12月31日現在の貸借対照表および同日をもって終了する事業年度までの期間の損益計算書、受益者に帰属する純資産変動計算書およびキャッシュフロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記から構成される添付の財務諸表について監査を行った。

### 財務諸表に関する経営陣の責任

経営陣は、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）に従った本財務諸表の作成および適正な表示について責任を負う。この責任には、不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成および適正な表示に関する内部統制の計画、実施および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびにその状況において合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

### 監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本財務諸表に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準（International Standards on Auditing）に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従い、財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうか合理的な確信を得られるように監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務諸表中の金額および開示事項についての監査証拠を入手するための手続きの実施が含まれる。選択された手続きは、不正もしくは過失によるか否かにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載のリスクの評価を含めて監査人の判断による。それらのリスク評価を行う上で、監査人は、事業体の内部統制の有効性について意見を表明するためではなく状況に適した監査手続きを計画するために、事業体の財務諸表の作成および適正開示に関する内部統制を検討する。

また監査は、財務諸表の全体的な表示の評価と同様に、使用された会計方針の適切性および経営陣によって行われた会計上の見積りの妥当性を評価することも含む。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見の基礎を提供するのに十分かつ適切であると確信する。  
**意見**

我々の意見では、添付の財務諸表は、本サブ・ファンドの2008年12月31日現在の財務状態、ならびに同日をもって終了する事業年度までの期間の本サブ・ファンドの業績およびキャッシュフローについて、国際財務報告基準に従い、真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース  
ケイマン諸島

[日付]

FULLERTON VPIC FUND

**損益計算書**

（2008年12月31日に終了した会計期間）

		自2008年 1 月 1 日 至2008年12月31日	自2007年 9 月28日（設定日） 至2007年12月31日
	注記 日本円		日本円
<b>利益</b>			
受取利息	5	5,126,275	4,837,880
受取配当金		293,875,814	42,694,831
対外純為替差損		(153,851,411)	(14,003,279)
損益を通じて公正価値 評価される金融資産お よび金融負債における 公正価値の純変動額		(11,152,884,353)	(740,173,373)
<b>純利益合計</b>		<b>(11,007,733,675)</b>	<b>(706,643,941)</b>
<b>費用</b>			
運用報酬	12	95,403,046	31,964,535
取引費用		70,630,310	46,088,142
保管報酬	12	8,502,222	1,859,720
受託会社報酬	12	2,120,050	710,316
設定費用		-	1,904,767
監査報酬		2,007,886	1,619,427
その他の営業費用		5,630,089	1,646,034
<b>営業費用合計</b>		<b>184,293,603</b>	<b>39,704,799</b>
<b>営業損失</b>		<b>(11,192,027,278)</b>	<b>(792,436,882)</b>

税引前当期純損失	(11,192,027,278)	(792,436,882)
源泉徴収税	(12,183,839)	(2,375,793)
<b>税引後当期純損失</b>	<b>(11,204,211,117)</b>	<b>(794,812,675)</b>
買値 / 売値から最終取 引価格への調整	(4,629,051)	13,286,091
設定費用の調整	(381,738)	1,808,562
<b>営業活動による受益者 に帰属する純資産の減 少</b>	<b>(11,209,221,906)</b>	<b>(779,718,022)</b>

HSBC Trustee Fullerton Fund Management Pte Ltd  
 (Cayman) Limited Gerard Lee How Cheng  
 署名権者

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

FULLERTON VPIC FUND  
**貸借対照表**  
 (2008年12月31日現在)

		2008年	2007年
	注記	日本円	日本円
<b>資産</b>			
損益を通じて公正価値 評価される金融資産	9	4,339,672,678	15,828,112,450
その他の未収金		359,473	4,174,695
ブローカーからの未収 金		179,725,304	63,498,621
未収配当金		18,973,440	26,613,331
証拠金	6	29,960,877	84,337,711
銀行預金	7	799,725,118	829,056,621
<b>資産合計</b>		<b>5,368,416,890</b>	<b>16,835,793,429</b>
<b>負債</b>			
当座借越	8	107,376,469	-
損益を通じて公正価値 評価される金融負債	9,10	-	7,244,339
ブローカーへの未払金		53,918,001	14,312,914



未払費用およびその他の未払金	11	16,146,212	39,048,851
<b>負債(受益者に帰属する純資産を除く)</b>		<b>177,440,682</b>	<b>60,606,104</b>
<b>受益者に帰属する純資産(買呼値/売呼値・設定費用計上前)</b>		<b>5,190,976,208</b>	<b>16,775,187,325</b>
<b>資本構成</b>			
受益者に帰属する純資産(最終取引価格・設定費用調整後)		5,201,060,072	16,790,281,978
買値/売値から最終取引価格への調整	13	(8,657,040)	(13,286,091)
設定費用の調整	13	(1,426,824)	(1,808,562)
受益者に帰属する純資産(買値/売値・設定費用調整前)		5,190,976,208	16,775,187,325

HSBC Trustee (Cayman) Fullerton Fund Management Pte Ltd  
 Limited Gerard Lee How Cheng  
 署名権者

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

#### FULLERTON VPIC FUND

#### 受益者に帰属する純資産変動計算書

(2008年12月31日に終了した会計期間)

	自2008年1月1日 至2008年12月31日		自2007年9月28日(設定日) 至2007年12月31日	
	注記	株式数 日本円	株式数 日本円	日本円
<b>期首現在の受益者に帰属する純資産額(最終取引価格)</b>		1,754,234 16,790,281,978	-	-
受益証券発行手取金		160,047 1,370,000,000	1,754,234	17,570,000,000
受益証券償還		(266,847) (1,750,000,000)	-	-
受益証券取引(売買)による純資産額		(126,800) (380,000,000)	1,754,234	17,570,000,000
税引後当期純損失		- (11,204,211,117)	-	(794,812,675)
買値/売値から最終取引価格への調整		- (4,629,051)	-	13,286,091

設定費用の調整	-	( 381,738 )		1,808,562	
<b>期末現在の受益者に帰属する純資産額（設定費用計上後）</b>	13	1,627,434	5,201,060,072	1,754,234	16,790,281,978

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

FULLERTON VPIC FUND

**キャッシュフロー計算書**

（2008年12月31日に終了した会計期間）

	注記	自2008年 1 月 1 日 至2008年12月31日 日本円	自2007年 9 月28日（設定日） 至2007年12月31日 日本円
<b>営業活動によるキャッシュフロー</b>			
税引後当期純損失		(11,204,211,117)	(794,812,675)
調整			
税金		12,183,839	2,375,793
受取配当金		(293,875,814)	(42,694,831)
受取利息		(5,126,275)	(4,837,880)
運転資本変動前営業活動によるキャッシュフロー		(11,491,029,367)	(839,969,593)
営業資産および負債の変動			
損益を通じて公正価値評価される金融資産の増減額		11,488,439,772	(15,828,112,450)
その他の資産の増加額		(58,034,627)	(152,011,027)
損益を通じて公正価値評価される金融負債の増減額		(7,244,339)	7,244,339
その他の負債の増加額		16,702,448	53,361,765
<b>営業活動によるキャッシュフロー</b>		(51,166,113)	(16,759,486,966)
配当金の受取額（源泉徴収後）		289,479,587	13,705,707

利息の受取額	4,978,554	4,837,880
源泉徴収後		
<b>営業活動による純キャッシュフロー</b>	243,292,028	(16,740,943,379)
<b>財務活動によるキャッシュフロー</b>		
持分発行による資金調達	1,370,000,000	17,570,000,000
持分償還による資金調達	(1,750,000,000)	
<b>財務活動による純キャッシュフロー</b>	(380,000,000)	17,570,000,000
<b>現金および現金同等物の純増加額</b>	(136,707,972)	829,056,621
現金および現金同等物の期首残高	829,056,621	-
<b>現金および現金同等物の期末残高</b>	692,348,649	829,056,621

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

## Fullerton VPIC Fund

### 財務諸表に対する注記

2008年12月31日に終了した会計期間

これらの注記は、添付の財務諸表と不可分のものであり、添付の財務諸表と共に読む必要があります。

#### 1. 一般的情報

Fullerton VPIC Fund（「本ファンド」）は、Fullerton Fund Management Company Ltd.（「運用会社」）とHSBC Trustee (Cayman) Limited（「管理会社」）の間で2007年3月27日付で締結された信託約款によりアンブレラ・ファンドとして構成されるユニット・トラストです。信託約款は、ケイマン諸島の法律が適用されます。

本ファンドは、適用免除信託として登録され、2007年3月29日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2003年改訂）の規定に基づいてミューチュアル・ファンドとして登録されました。本ファンドの登録事務所は、P.O. Box 484, Strathvale House, North Church Street, George Town, Grand Cayman KY 1-1106, Cayman Islandsです。

2007年12月31日現在、本ファンドは、9本の個別のサブ・ファンド、すなわちFullerton Asian Equities Fund、Fullerton Asian Market-Timing Equities Fund(以前は“ Fullerton Absolute Returns Asian Equities Fund”として知られていました)、Fullerton Vietnam Fund、Fullerton VPIC Fund、Fullerton Customised Asia-Pacific(Ex-Japan)、Fullerton MENA Asia Feeder 1、Fullerton MENAsia Fund、Fullerton MENA Asia Fund およびFullerton China “A” Share Fundから構成されます。Fullerton VPIC Fundの財務諸表のみを本報告書で提示します。

本サブ・ファンドの投資目標は、他の証券取引所に上場しているベトナム、パキスタン、インドおよび中国で設立された、それらの国で営業活動を行っている、それらの国へのエクスポージャーを有する、あるいはそれらの国から収益の一部を得ている会社または機関が発行する株式のポートフォリオへの投資を通じて高い超過リターンを達成することです。

本サブ・ファンドの投資活動はFullerton Fund Management Companyが管理し、HSBC Trustee (Cayman) Limitedがアドミニストレーションおよびカस्टディアンのサービスを行っています。シンガポールにおいて指名されたアドミニストレーターの代理人は、HSBC Institutional Trust Service (Singapore) Limitedです。

財務諸表は、2009年6月24日に管理会社により発行が承認されました。

## 2. 重要な会計方針

本財務諸表の作成に適用される主要な会計方針は以下の通りです。これらの方針は、首尾一貫して適用されています。

### 2.1 作成の基準

本サブ・ファンドの財務諸表は、国際財務報告基準（IFRS）に従って作成されています。財務諸表は、損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債（デリバティブ金融商品を含む）の再評価により修正された取得原価主義に基づいて作成されています。

IFRSに従って財務諸表を作成する場合には、一定の重要な会計上の見積りを使用することが義務付けられます。また、本サブ・ファンドの会計方針を適用する過程で経営陣にその判断を行うことを要求しています。高度の判断または複雑さを伴う分野、あるいは前提と見積りが財務諸表にとって重要である分野は、注記3に開示されています。

2008年1月1日現在発効しておらず、本サブ・ファンドにおいても早期適用されていない基準および既存の基準の修正

IAS第39号（修正）：「金融商品：認識と測定」（2009年1月1日より適用）

本修正は、2008年5月に公表された国際会計基準審議会（IASB）の年次改善プロジェクト（annual improvement project）の一環として行われたものです。売買目的のために保有されている項目に関連する損益を通じた公正価値により評価される金融資産または金融負債の定義も修正されます。本修正は、一括管理され最近の実績として短期利益獲得パターンを示す証拠を有する金融商品のポートフォリオの一部である金融資産または金融負債を、当初認識時にかかるポートフォリオに含めることを明確にしています。本サブ・ファンドは、2009年1月1日からIAS第39号（修正）を適用します。ただし、この適用は、本サブ・ファンドの損益計算書に影響を及ぼさない見込みです。

IAS第1号（改訂）：「財務諸表の表示」（2009年1月1日より適用）

改訂後の同基準は、収入と費用項目（「所有者との取引以外による持分変動（non-owner changes in equity）」）を持分変動計算書に表示することを禁じ、「所有者との取引以外による持分変動」を所有者との取引による持分変動（owner changes in equity）とは区分して表示することを要求しています。所有者との取引以外による持分変動はすべて業績報告書において表示することが必要となりますが、事業体は、単一の業績報告書（包括利益計算書）において表示するか、2つの業績報告書（損益計算書および包括利益計算書）において表示するかを選択することができます。事業体が比較情報を修正再表示または組替表示する場合は、現在要求される当会計期間末および比較対象となる会計期間末現在の貸借対照表の表示に加えて、比較対象となる会計期間の期首現在の修正再表示後の貸借対照表を表示することが要求されます。

本サブ・ファンドは、IAS第1号（改訂）を2009年1月1日から適用しますが、本サブ・ファンドは包括利益計算書のみを表示する予定です。本変更は、本サブ・ファンドの業績報告書の表示に重要な変更を及ぼさない見込みです。

IAS第32号（修正）：「金融商品：表示」 - プット可能な金融商品および清算時に生じる債務（2009年1月1日より適用）

修正後の同基準は、事業体に対して、一定の金融商品が特定の性質を有し、所定の条件を満たす場合には、プット可能な金融商品および清算時にのみ当該事業体の純資産の比例持分を他の当事者に引き渡す義務を事業体に負わせる金融商品または金融商品の構成要素を区分することを要求しています。対象となる金融商品には、同一の特性を有するその他のすべての金融商品に劣後する金融商品のクラスに属するすべての金融商品が含まれます。本修正の採用により、本サブ・ファンドの各ユニットの区分が変更される可能性が高く、この変更は、2009年1月1日に始まる会計年度において十分に検討されます。

IAS第1号（修正）：「財務諸表の表示」（2009年1月1日より適用）

本修正は、2008年5月に公表されたIASBの年次改善プロジェクトの一環として行われたものです。本修正は、IAS第39号「金融商品：認識と測定」に従って売買目的での保有に分類された金融資産および金融負債は、すべてではないもののその一部がそれぞれ流動資産および流動負債の例であることを明確にしています。本サブ・ファンドは、本修正を2009年1月1日から適用します。ただし、この適用は、本サブ・ファンドの財務諸表に影響を及ぼさない見込みです。

IFRS第7号「金融商品：開示」、IAS第8号「会計方針、会計上の見積もりの変更および誤謬」、IAS第10号「後発事象」およびIAS第18号「収益」に対して、多くの軽微な修正（すべて2009年1月1日より適用）が行われています。これらは、2008年5月に公表されたIASBの年次改善プロジェクトの一環（上記に扱われていない）です。これらの修正は、本サブ・ファンドの会計に影響を及ぼさない見込みであるため、詳細な分析は行っていません。

## 2.2 外貨換算

### （i）機能・表示通貨

本サブ・ファンドの財務諸表の項目は、本サブ・ファンドが運用を行っている主な経済環境の通貨である日本円を用いて評価されています。これは、報酬および費用の決済、募集および償還、受益者への報告が日本円で実施されているという事実を反映しています。

### （ii）取引および残高

外貨建て取引は、取引日の実勢為替レートを用いて日本円に換算されます。当該取引の決済の結果、ならびに外貨建ての金融資産および負債を会計期間末の為替レートで換算した結果生じる為替差損益は、損益計算書において認識されます。損益を通じて公正価値評価される株式等の非金融資産および負債に係る換算差額は、損益計算書上で公正価値の純損益として認識されます。

## 2.3 損益を通じて公正価値評価される金融資産および負債

### （a）分類

本サブ・ファンドは、持分証券およびデリバティブへの投資を損益を通じて公正価値評価される金融資産または負債として分類します。このような金融資産および金融負債は、トレーディング目的で保有されるものとして分類されるか、設定時に損益を通じて公正価値評価するものとして運用会社によって指定されま

す。

設定時に損益を通じて公正価値で指定される金融資産および金融負債は、本サブ・ファンドの投資戦略文書に従って運用され、その運用実績は公正価値に基づいて評価されます。本サブ・ファンドの方針は、運用会社がこのような金融資産に関する情報を他の関連財務情報と併せて公正価値に基づいて評価することです。これらの金融資産は、貸借対照表日から12ヶ月以内に実現される予定です。

#### (b) 認識 / 認識の中止

本サブ・ファンドにおける投資商品の売買は、取引日（本サブ・ファンドが投資商品の売買を約定する日）に公正価値で認識されます。投資商品からのキャッシュフローを受け取る権利が失効した場合や本サブ・ファンドが所有に伴うすべてのリスクおよび便益を実質的に移転している場合は認識を中止します。

#### (c) 測定

損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債は、当初より公正価値で認識されます。取引費用は損益計算書に計上されます。当初の認識後、損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債はすべて公正価値で測定されます。損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債区分の公正価値の変動から生じる損益は、その損益が発生した会計期間の損益計算書に計上されます。損益を通じて公正価値評価される金融資産からの受取利息は、実効利率法を用いて損益計算書上で受取利息として認識されます。損益を通じて公正価値評価される金融資産からの受取配当金は、支払金を受け取る本サブ・ファンドの権利が確立された場合は、損益計算書上で受取配当金として認識されます。

#### (d) 公正価値の見積り

活発な市場で売買される金融商品の公正価値は、貸借対照表日の市場価格（quoted market price）に基づいています。金融資産の評価に使用される市場価格は現在の買値（current bid price）であり、金融負債の評価に使用される市場価格は現在の売値（current ask price）です。

活発な市場で売買されない金融商品（店頭デリバティブなど）の公正価値は、評価技法を駆使して割り出されます。本サブ・ファンドは、様々な方法を使用して各貸借対照表日現在の市況に基づいて推定します。使用される評価技法には、オプション・プライシング・モデルの使用や市場参加者が一般的に使用するその他の評価技法が含まれます。

## 2.4 デリバティブ金融商品

本サブ・ファンドのデリバティブ商品は、デリバティブ契約が締結される日の公正価値で認識され、その後も公正価値で再測定されます。公正価値は、活発な市場の市場価格またはディーラーが店頭（「OTC」）デリバティブ商品に付ける価格から得られます。すべてのデリバティブ商品は、公正価値がプラスの場合は資産として、公正価値がマイナスの場合は負債として計上されます。

当初認識時のデリバティブ商品の公正価値を最も明確に示すのは取引価格（与えられたまたは修正された対価の公正価値）です。

デリバティブ商品の公正価値のその後の変動は、直ちに損益計算書上で認識されます。

## 2.5 金融商品の相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースで決済する意図または当該資産の実現および当該負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産および負債は相殺され、その純額が貸借対照表に計上されます。

## 2.6 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当初満期が3ヶ月以下の銀行預金およびブローカーがトレーディング勘定に保有する現金から構成されます。

## 2.7 ブローカーからの未収金 / ブローカーへの未払金

ブローカーからの未収金 / ブローカーへの未払金は、約定済みではあるものの貸借対照表日現在で決済または引き渡しが行われていない売却済投資商品の未収金および購入済投資商品の未払金を表します。これらの金額は、当初は公正価値で認識され、その後は実効利率法を用いて減損引当金を差し引いた償却原価で評価されます。

## 2.8 未払金

未払金は、当初は公正価値で認識され、その後は実効利率法を用いて減損引当金を差し引いた償却原価で計上されます。

## 2.9 設定費用

設定費用は、発生時に経費に計上されます。

## 2.10 受取利息および受取配当金

受取利息は、実効利率法を用いて時間比例ベースで認識されます。  
配当金は、支払いを受ける権利が確立された時に認識されます。

## 2.11 課税

本ファンドは、ケイマン籍です。ケイマン諸島の現行の法律上では、所得税、相続税、法人税、キャピタル・ゲイン税、その他本ファンドが支払うべき税金は存在しません。

本サブ・ファンドは、現在、特定の国が投資所得に課している源泉徴収税を負担しています。損益計算書上では当該所得は源泉徴収税を差し引かずに計上されています。

## 2.12 償還可能ユニット

本サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして設定されるクラスAおよびクラスBの各ユニットを投資家に対して発行します。クラスAユニットは円建て、クラスBユニットは米ドル建てです。貸借対照表日現在で、本サブ・ファンドはクラスAユニットのみを発行しています。全ユニットは受益者の選択により償還可能であり、金融負債として分類されます。これらのユニットの分配金は、損益計算書において財務費用として認識されます。

ユニットは、その受益者の選択によって、発行または償還時の本サブ・ファンドのユニット1口当たり純資産価額を基礎とする価格で発行および償還されます。本サブ・ファンドのユニット1口当たり純資産価額は、受益者に帰属する純資産を発行済みユニットの総口数で除して計算されます。本サブ・ファンドの私募覚書（「PPM」）の規定に従って、投資ポジションは、募集および償還におけるユニット1口当たり純資産価額を決定するための最終取引市場価格に基づき評価されます。償還の制限に関する詳細については、注記4.4を参照してください。

### 3. 重要な会計上の見積りおよび判断

財務諸表の作成に際して、経営陣は、翌年度の資産・負債計上額に影響を及ぼす見積りおよび判断を行う場合があります。見積りまたは判断が行われる場合、当該見積りおよび判断は継続的に評価され、過去の経験およびその他の要因（その状況において合理的と思われる将来の出来事の予想を含む）に基づいて行われます。

当該会計期間に経営陣が行った重要な見積りおよび判断はありません。

2008年10月7日に、パキスタン証券取引委員会（「委員会」）は、パキスタンの持分証券に対する直接的なエクスポージャーを有するすべてのオープンエンド型のミューチュアル・ファンドの各ユニットの価格設定、発行および償還を一時停止することを決定しました。パキスタン当局は、カラチ証券取引所で早期に株価の下限価格（「下限価格」）規制を実施しており、株価がこの下限価格を下回るのを有効に回避しています。これは、パキスタンの政情不安の高まりが何ヶ月にもわたり株式市場の強力な押し下げ圧力となっていることから取られた措置です。下限価格規制が実施され、市場の流動性が低下したことにより、持分証券の公正価値評価を得ることが困難になっています。委員会の最新の動きは、ユニットの保有継続を希望するミューチュアル・ファンドの受益者が、下限価格が存在する期間中に償還を希望する受益者と比較して不当に扱われる可能性に対処するためのものでした。

2008年10月8日に、管理会社との協議を受けて、マネジャーは、パキスタンに対する大きなエクスポージャーを考慮して、本サブ・ファンドの各ユニットの価格設定、発行および償還を一時停止することを決定しました。

2008年12月15日に、下限価格はパキスタン当局により撤廃されましたが、個別銘柄の株価に関して+/- 5%のサーキットブレーカーが導入されました。

2009年1月6日に終了した会計年度後に、市場の流動性の改善を受けて、管理会社と協議の上、マネジャーは、本サブ・ファンドの各ユニットの価格設定、発行および償還の一時停止の解除を決定しました。

### 4. 金融リスク管理

#### 4.1 金融商品の使用戦略

本サブ・ファンドの主要な投資目標は、ベトナム、パキスタン、インドおよび中国で設立された、それらの国で営業活動を行っている、それらの国へのエクスポージャーを有する、あるいはそれらの国から収益の一部を得ている会社または機関の株式のポートフォリオへの投資を通じて高い超過リターンを達成することです。

本サブ・ファンドの活動は、本サブ・ファンドが投資する金融商品および市場と関係する市場リスク（金利、価格および通貨リスク）、信用リスク、流動性リスクなどを含めた様々なリスクにさらされる可能性があります。

本サブ・ファンドの金融リスクの管理に関する全般的な責任は運用会社にあり、これらのリスクを管理するために運用会社が採用したリスク管理方針は以下の通りです。

#### 4.2 市場リスク

貸借対照表日現在において、本サブ・ファンドの市場リスクは、主に、投資商品の実際の市場価格の変動（「価格リスク」）、金利、外貨変動の3つの要素により構成されます。

##### （a）価格リスク

下表は、本サブ・ファンドの国ごとの上場持分証券への投資を表したものです。



国	12月現在 本サブファンドの 投資割合	時価評価 日本円	2007年 本サブファンドの 投資割合	時価評価 日本円
中国 (香港を含む)	42%	1,820,858,575	30%	4,706,826,415
インド	32%	1,389,218,747	31%	4,937,310,288
ベトナム	16%	700,985,131	21%	3,311,204,003
パキスタン	10%	428,610,225	18%	2,872,771,744
	100%	4,339,672,678	100%	15,828,112,450

貸借対照表現在において、本サブファンドの持分証券への投資の19%は石油・ガスであり、14%はテレコミュニケーションセクターとなっています。

本サブ・ファンドは、上場持分証券および指数先物契約等のその他の金融商品への投資による価格リスクにさらされます。上場持分証券および指数先物契約に投資する本サブ・ファンドは、これらの金融商品の将来価格の不確実性に起因する価格リスクの影響を受けやすく、これらの金融商品の価格変動が本サブ・ファンドの純資産価額に影響を及ぼす可能性があります。

本サブ・ファンドは、広範な投資調査を行い、市場、セクター、および証券にわたって投資を分散することにより原投資商品の価格変動を管理します。

価格リスクをモニターするために使用される主要ツールの1つがバリュー・アット・リスク（VaR）です。VaRは、過去の価格ボラティリティの統計分析に基づいてポートフォリオの損失の確率を予測します。運用会社は、投資金額、現金、証拠金、未決済取引ポジションを考慮して、純資産価額（「NAV」）に対する割合として日次ベースでVaRを把握しています。VaRは、パラメトリック・アプローチを利用して計測されます。

下表は、貸借対照表日現在の本サブ・ファンドの全体的な市場のエクスポージャーを表したものです。

	2008年12月31日現在		2007年12月31日現在	
	公正価値 日本円	受益者に帰属 する純資産の 割合(%)	公正価値 日本円	受益者に帰属 する純資産の 割合(%)
損益を通じて公正価値で指定 される証券 - 上場持分証券	4,339,672,678	83.60	15,828,112,450	94.35
トレーディング目的で保有す るデリバティブ金融商品（注 記9）	-	-	(7,244,339)	(0.04)
	4,339,672,678	83.60	15,820,868,111	94.31

価格リスクをモニターするために使用される主要ツールの1つがバリュー・アット・リスク（VaR）です。VaRは、過去の価格ボラティリティの統計分析に基づいてポートフォリオの損失の確率を予測します。運用会社は、投資金額、現金、証拠金、未決済取引ポジションを考慮して、純資産価額（「NAV」）に対する割合として日次ベースでVaRを把握しています。VaRは、パラメトリック・アプローチを利用して計測されます。

運用会社は、VaRがリスクに対する有用な指標となる一方で限界があることを認識しています。将来の出来事を予想する指標として過去のデータを利用した場合、起こりうるあらゆる出来事、特に極端な将来の出来

事が含まれない可能性があります。

下表は、保有期間10日、信頼水準99%の場合のNAVに対する割合としての2007年12月31日と2008年12月31日現在のVaRの分析結果を示しています。

	2008年12月31日現在	2007年12月31日現在
純資産価額（NAV）に対する 割合としてのVAR （信頼区間99%）	16.3%	10.5%

10日間の保有期間の利用は、すべてのポジションが10日間で清算またはヘッジできることを想定したもので、また損失が純資産価額（NAV）の16.3%（2007年：10.5%）を上回らない確率は99%となっています。これは、厳しい流動性不足の際に発生する市場リスクを十分に反映していない可能性があり、その場合は、ポジションを完全に清算またはヘッジするのに10日間の保有期間では不十分となる可能性があります。

（b）為替リスク

本サブ・ファンドは、機能通貨である日本円以外の通貨建ての資産および負債を保有しています。従って、他通貨建ての資産および負債の価値が為替レートの変動により変動するために為替リスクにさらされます。本サブ・ファンドの方針として、通貨ヘッジ取引は行いません。

下表は、貸借対照表日現在の主要通貨に対する本サブ・ファンドのエクスポージャーを日本円建てで示したものです。

資産および負債の集中

	2008年12月31日					合計
	香港ドル （HKD）	インドルピー （INR）	ベトナムドン （VND）	パキスタン ルピー（PKR）	その他	
<b>資産</b>						
現金および現金同等物	201,356	475,688,585	154,326,063	-	169,509,114	799,725,118
証拠金	-	-	-	-	29,960,877	29,960,877
損益を通じて公正 価値評価される金融資産	1,820,858,575	1,389,218,747	700,985,131	428,610,225	-	4,339,672,678
その他の未収金	-	-	-	-	359,473	359,473
未収配当金	-	3,759,166	2,260,524	12,953,750	-	18,973,440
ブローカーからの未収金	-	44,909,340	67,294,980	67,520,984	-	179,725,304
	1,821,059,931	1,913,575,838	924,866,698	509,084,959	199,829,464	5,368,416,890

**負債**

当座借越	-	-	-	-	107,376,469	107,376,469
ブロー カーへの 未払金	838,490	53,079,511	-	-	-	53,918,001
未払費用	-	-	-	-	16,146,212	16,146,212
	838,490	53,079,511	-	-	123,522,681	177,440,682

## 2007年12月31日

	香港ドル (HKD)	インドルピー (INR)	ベトナムドン (VND)	パキスタン ルピー(PKR)	その他	合計
<b>資産</b>						
現金および現金同 等物	138,000,383	194,977,627	153,872,794	-	342,205,817	829,056,621
証拠金	-	-	-	-	84,337,711	84,337,711
損益を通 じて公正 価値評価 される金 融資産	4,706,826,415	4,937,310,288	3,311,204,003	2,872,771,744	-	15,828,112,450
その他の 未収金	-	-	4,174,695	-	-	4,174,695
未収配当 金	-	5,650,291	3,295,267	17,535,337	132,436	26,613,331
ブロー カーから の未収金	-	-	-	63,498,621	-	63,498,621
	4,844,826,798	5,137,938,206	3,472,546,759	2,953,805,702	426,675,964	16,835,793,429

**負債**

損益を通 じて公正 価値評価 される金 融負債	-	-	-	-	7,244,339	7,244,339
ブロー カーへの 未払金	-	-	14,312,914	-	-	14,312,914
未払費用	-	-	-	-	39,048,851	39,048,851

	-	-	14,312,914	-	46,293,190	60,606,104
先物契約 の想定元 本	-	314,129,536	-	-	-	314,129,536

### (c) 金利リスク

本サブ・ファンドは、主として無利息の上場持分証券に投資するため、市場金利の実勢水準の変動による大きなリスクにさらされることはありません。しかし、金利の変動が証券市場や為替市場に影響を及ぼすことにより、本サブ・ファンドに間接的な影響が及ぶ可能性があります。

本サブ・ファンドの余剰現金および現金同等物は、定評のある信頼できる金融機関に保有されており、いずれも満期が1ヶ月未満の短期金融商品であることから、それらが受ける金利リスクの影響は最小のものであると運用会社は判断しています。従って、金利感応度分析は開示されていません。

### 4.3 信用リスク

本サブ・ファンドは、信用リスク（カウンターパーティーが満期時に全額を支払うことができないリスク）に対するエクスポージャーを有しています。

信用リスクは、現金および現金同等物、証券およびデリバティブ商品、ならびに未決済および約定済みの取引から発生するブローカーへのクレジット・エクスポージャーから発生します。また、本サブ・ファンドは、カストディアンが保有する資産がカストディアンのデフォルト時に回収できないリスクにもさらされます。

本サブ・ファンドは、定評のある信頼できる金融機関と取引を行うことにより信用リスクに対するエクスポージャーを制限しています。上場証券のすべての取引は、定評のあるブローカーを利用して行い、引き渡し時に決済または支払いが行われます。売却証券の引き渡しはブローカーが支払いを受けた時点でのみ行われるため、デフォルトのリスクは最小であると考えられます。購入時の支払いは、証券をブローカーが受領した時点で行われます。いずれかの当事者が債務を履行できない場合、取引は成立しません。

下表は、貸借対照表日現在における主要なカウンターパーティーの保有金融資産の割合を示すものです。

	2008年12月31日現在		2007年12月31日現在	
	金融資産の割合 (%)	ムーディーズの信用格付け	金融資産の割合 (%)	ムーディーズの信用格付け
Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Limited	100	AA -	72.1	AA -
Citigroup Global Markets Holdings Inc.	-	-	11.7	A -
Merrill Lynch International & Co.	-	-	7.3	A +
Deutsche Bank AG London	-	-	8.9	AA

### 4.4 流動性リスク

流動性リスクは、本サブ・ファンドが、市場の状況によって、受益者への償還のコミットメントを果たすためにポジションを解消することができなくなるリスクです。運用会社は、日次ベースで本サブ・ファンドの流動性ポジションを監視します。

本サブ・ファンドはその資産の大部分を上場持分証券に投資し、またそれらは公認証券取引所に上場され取引されているために容易に現金化することが可能です。さらに、本サブ・ファンドは、ユニットの決済または償還、および一般資金需要に対応するために短期の借入れを行う能力があります。ただし、当該借入れが本サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えないことを条件とします。

本サブ・ファンドのすべての金融負債は、貸借対照表日現在におけるそれぞれの契約上の満期日までの残存期間に基づいた場合、満期日まで1ヶ月未満です。

ユニットは、その受益者の選択によって償還が可能です（注記2.12）。しかしながら、本サブ・ファンドが、本サブ・ファンドの私募覚書に従って、本サブ・ファンドに損失を与えることなく償還金の支払いを行うための十分な現金または現金同等物を保有していない場合は、管理会社は（本サブ・ファンドに代わって）、管理会社の単独裁量により、当該支払いが可能な場合はできる限り早い時期に支払いを行わなければなりません。貸借対照表日現在で、本サブ・ファンドの受益者は1人のみでした。

更に、本サブ・ファンドにおける各ユニットの売却義務は、いかなる取引日（Dealing Day）においても償還請求総額が本サブ・ファンドの価値の15%を上回る場合は延期されます。この制約は、償還請求を行った該当するクラスの受益者に比例按分ベースで適用され、またマネジャーは、償還請求総額が本サブ・ファンドの価値の15%以下となるように当該請求の一部ではなくすべてを一定比率で減額することができます。この結果として実現されなかったすべての償還請求は、翌取引日およびその後のすべての取引日において当該請求が実施されたかのように当初の請求が全額実現されるまで優先的に処理されます。

貸借対照表日現在で、本サブ・ファンドに投資する受益者は1名のみ（2007年：受益者1名）であるため、ユニットの償還に関する当該受益者の決定が本サブ・ファンドに重大な影響を及ぼすことになります。

信託約款は、マネジャーまたは管理会社がお互いに協議の上、随時および適宜、私募覚書（「PPM」）で述べられているような状況が発生した場合に、ユニットを売却した人に売却資金を支払うまでの期間、本サブ・ファンドの純資産価額の決定を一時停止することができる、および/または当該期間を延長することができる」と規定しています。

2008年10月7日に、パキスタン証券取引委員会（「委員会」）は、パキスタンの持分証券に対する直接的なエクスポージャーを有するすべてのオープンエンド型のミューチュアル・ファンドの各ユニットの価格設定、発行および償還を一時停止することを決定しました。パキスタン当局は、カラチ証券取引所で早期に株価の下限価格（「下限価格」）規制を実施しており、株価がこの下限価格を下回るのを有効に回避しています。これは、パキスタンの政情不安の高まりが何ヶ月にもわたり株式市場の強力な押し下げ圧力となっていることから取られた措置です。下限価格規制が実施され、市場の流動性が低下したことにより、持分証券の公正価値評価を得ることが困難になっています。委員会の最新の動きは、ユニットの保有継続を希望するミューチュアル・ファンドの受益者が、下限価格が存在する期間中に償還を希望する受益者と比較して不当に扱われる可能性に対処するためのものでした。

2008年10月8日に、管理会社との協議を受けて、マネジャーは、パキスタンに対する大きなエクスポージャーを考慮して、本サブ・ファンドの各ユニットの価格設定、発行および償還を一時停止することを決定しました。

2008年12月15日に、下限価格はパキスタン当局により撤廃されましたが、個別銘柄の株価に関して+/- 5%のサーキットブレーカーが導入されました。

2009年1月6日に終了した会計年度後に、市場の流動性の改善を受けて、管理会社と協議の上、マネジャーは、

本サブ・ファンドの各ユニットの価格設定、発行および償還の一時停止の解除を決定しました。

## 5 受取利息

	自2008年 1 月 1 日 至2008年12月31日	自2007年 9 月28日（設定日） 至2007年12月31日
	日本円	日本円
銀行預金および証拠金からの受取利息	5,126,275	4,837,880

## 6 証拠金

証拠金とは、ブローカーが保有している上場先物契約の預託証拠金を意味します。この預託金は本サブ・ファンドの日々の取引に使用することはできません。

## 7 現金および現金同等物

	2008年	2007年
	日本円	日本円
受託会社が保管する銀行預金	799,725,118	829,056,621

キャッシュフロー計算書における現金および現金同等物は、当初満期が90日未満、残高は以下の通りです。

	2008年	2007年
	日本円	日本円
現金及び銀行預金（上記）	799,725,118	829,056,621
差し引き：当座借越（注記：8）	(107,376,469)	-
キャッシュフロー計算書を通じての現金及び現金同等物	692,348,649	829,056,621

## 8 当座借越（無担保）

	2008年	2007年
	日本円	日本円
当座借越	107,376,469	-

## 9 損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債

a) 損益を通じて公正価値評価される金融資産	2008年	2007年
	日本円	日本円
損益を通じて公正価値で指定される - 上場持分証券	4,339,672,678	15,828,112,450

**b) 損益を通じて公正価値評価される金融負債**

トレーディング目的で保有する	-	(7,244,339)
- デリバティブ金融商品（注記10）		

上場持分証券には金融機関が発行した参加証書（participatory notes）も含まれ、その価値は原上場持分証券を基準とします。2008年12月31日現在、本サブファンドにおいてそのような参加証書はありません。2007年12月31日現在で、金融機関3社が発行したこれらの参加証書の時価総額は4,685,380,164円であり、そのうち単独の残高で最大のものは1,963,704,060円でした。

**10 デリバティブ金融商品**

ある種の金融商品の想定元本は貸借対照表上で認識されている商品との比較の基準になるものの、必ずしも関連する将来のキャッシュフローの額または商品の現行の公正価値を示してはならず、従って信用リスクまたは市場価格リスクの本サブ・ファンドのエクスポージャーを示してはなりません。その期間に対応する原金融商品または外国為替レートが変動する結果として、デリバティブ商品は黒字（資産）または赤字（負債）になります。手元のデリバティブ金融商品の契約額または想定元本の総額、商品が黒字または赤字となる程度、ならびにデリバティブ金融資産および負債の公正価値の合計は時折大幅に変動する可能性があります。

本サブ・ファンドの期末現在のデリバティブ金融商品の詳細は、以下の通りです。2008年12月31日現在、金融デリバティブ契約に基づく誓約はありませんでした。

	2007年12月31日現在		
	契約 /	公正価値	
	想定元本	資産	負債
	日本円	日本円	日本円
株式インデックス先物契約の想定元本	314,129,536	-	7,244,339

**11 未払費用およびその他の未払金**

	2008年	2007年
	日本円	日本円
未払監査報酬	1,315,687	1,606,559
未払運用報酬	13,087,780	31,964,535
未払設定費用	116,765	116,765
未払受託会社報酬	290,816	710,316
その他の未払金	1,335,164	4,650,676
	16,146,212	39,048,851

## 12 関連当事者

財務上および運営上の決定を行う際に、一方の当事者が他方当事者を支配することができる場合、または他方当事者に大きな影響を及ぼすことができる場合、それらの当事者は関連があるとみなされます。

### (a) 運用報酬

運用会社は、本サブ・ファンドから年0.9%の運用報酬を受領します。当該報酬は、各評価時点での本サブ・ファンドの純資産価額（「NAV」）に基づいて計算され、毎日発生し四半期毎に後払いで支払われます。評価時点とは、各暦月の最終営業日の終了時です。これは、本サブ・ファンドの私募覚書（「PPM」）に記載の通りです。

### (b) 受託会社報酬

HSBC Trustee (Cayman) Limitedは、本サブ・ファンドのアドミニストレーター、受託会社、名義書換代理人、現物のカストディアン（「受託会社」）として指名されました。受託会社は、一定の職務および機能をHSBC Institutional Trust Services (Singapore) Limited（「受託会社の代理人」）に委譲しています。受託会社報酬は、毎日発生し後払いで支払われ、本サブ・ファンドのNAVに基づいて計算され、運用会社と受託会社間で合意した受託会社の標準料率で請求されます。

会計期間中に関連当事者により請求される報酬は、以下の通りです。

	自2008年 1 月 1 日 至2008年12月31日 日本円	自2007年 9 月28日（設定日） 至2007年12月31日 日本円
運用報酬	95,403,046	31,964,535
受託会社報酬	2,120,050	710,316
評価報酬	3,180,111	1,065,592
保管報酬	8,502,222	1,859,720

## 13 受益者に帰属する純資産

本サブ・ファンドの私募覚書の規定に従って、証券取引所または店頭市場で売買される上場投資商品または相場が成立している投資商品の価格設定は、募集および償還ならびに各種報酬の計算に関してユニット1口当たり純資産価額を決定する目的上、最終取引価格を参照して行われます。注記2.3で詳述する本サブ・ファンドの会計方針に従って、IFRSの要件に基づいて、上場持分証券の市場価格はクロージング時の買値に基づいて再評価されます。

さらに、本サブ・ファンドの私募覚書の規定に従って、本ファンドの組成に伴う設定費用が6ヶ月の期間にわたって償却されます。しかしながら、IFRSに従って、設定費用はその発生期間に費用計上しなければなりません。

投資ポジションの評価に関するIFRS基準および設定費用に関する会計処理を適用した結果、私募覚書に基づく評価と比較して、投資商品の価値はそれぞれ8,657,040円（2007年は13,286,091円）、1,426,824円



（2007年は1,808,562円）減少しました。

受益者に帰属する純資産は、貸借対照表の負債に相当し、受益者が本サブ・ファンドのユニットの償還権を行使する場合は貸借対照表日に支払われる償還金額で計上されます。その結果として、受益者に帰属する純資産の簿価は、私募覚書の評価額に基づいて支払われる金額を反映するように修正されます。

#### 14 金融資産および金融負債の公正価値評価

貸借対照表日現在の本サブ・ファンドの金融資産および負債の公正価値は、貸借対照表に表示される帳簿価額にほぼ相当します。

#### 15 比較数値

前期の比較数値は、2007年9月28日（設定日）から2007年12月31日までの期間に関するものであり、通年のものではありません。更に、今期の表示に対応するよういくつかの比較数値が組替表示されています。

<参考情報> Fullerton VPIC Fund Class Aの2009年9月末日付け有価証券明細

銘柄名	業種	国	株数	時価総額(円)	投資比率(%)
MCB BANK LIMITED	金融	パキスタン	1,828,148	434,087,278	5.31
OIL & GAS DEVELOPMENT CO LTD	エネルギー	パキスタン	3,439,864	396,318,160	4.85
CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	中国	359,000	313,548,392	3.83
CHINA CONSTRUCTION BANK	金融	中国	4,032,000	288,336,423	3.53
RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	インド	69,910	286,477,285	3.50
IND & COMM BK OF CHINA	金融	中国	4,118,000	277,835,364	3.40
CHINA LIFE INSURANCE CO	金融	中国	664,000	258,898,891	3.17
INFOSYS TECHNOLOGIES LTD	情報技術	インド	57,038	244,850,801	2.99
CNOOC LTD	エネルギー	中国	1,574,000	189,478,868	2.32
LARSEN & TOUBRO LIMITED	資本財・サービス	インド	59,990	188,609,058	2.31
HDFC BANK LIMITED	金融	インド	52,497	161,269,643	1.97
NATIONAL BANK OF PAKISTAN	金融	パキスタン	1,729,676	157,082,637	1.92
PETROCHINA CO LTD	エネルギー	中国	1,552,000	157,066,714	1.92
BANK OF COMMUNICATIONS CO	金融	中国	1,334,000	145,484,310	1.78
BANK OF CHINA LTD	金融	中国	3,067,000	144,564,705	1.77
VIET NAM DAIRY PRODUCTS JSC	生活必需品	ベトナム	320,000	141,015,422	1.72
ITC LTD	生活必需品	インド	314,674	136,493,691	1.67
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	金融	インド	26,278	136,436,029	1.67
CHINA SHENHUA ENERGY CO	エネルギー	中国	344,500	134,721,290	1.65
PAKISTAN PETROLEUM LTD	エネルギー	パキスタン	658,922	134,083,133	1.64
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	資本財・サービス	インド	30,369	131,635,982	1.61
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL	エネルギー	中国	1,674,000	127,446,878	1.56
ICICI BANK LTD	金融	インド	75,304	127,208,211	1.56
FAUJI FERTILIZER COMPANY LTD	素材	パキスタン	1,078,873	119,933,007	1.47
JINDAL STEEL & POWER LTD	素材	インド	100,044	109,302,919	1.34
TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術	インド	93,116	107,626,328	1.32
TATA STEEL LIMITED	素材	インド	112,276	106,461,139	1.30
PING AN INSURANCE GROUP CO	金融	中国	148,500	105,509,096	1.29
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	エネルギー	インド	46,047	100,445,749	1.23
PETROVIETNAM FERT & CHEMICAL	素材	ベトナム	420,000	97,065,615	1.19

GEMADEPT CORP	資本財・サービス	ベトナム	186,880	96,078,508	1.17
SAIGON SECURITIES INC	金融	ベトナム	220,000	89,407,695	1.09
HOA PHAT GROUP JSC	素材	ベトナム	255,000	89,273,044	1.09
SAIGON THUONG TIN COMMERCIAL	金融	ベトナム	542,750	87,697,638	1.07
PUNJAB NATIONAL BANK	金融	インド	56,551	83,956,682	1.03
DHG PHARMACEUTICAL JSC	ヘルスケア	ベトナム	103,000	83,213,788	1.02
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	一般消費財・サービス	インド	26,123	82,724,107	1.01
FPT CORP	情報技術	ベトナム	188,680	79,912,754	0.98
STERLITE INDUSTRIES INDIA LT	素材	インド	54,567	78,822,530	0.96
SONGDA URBAN & INDUSTRIAL ZO	金融	ベトナム	83,000	77,215,736	0.94
TENCENT HOLDINGS LTD	情報技術	中国	53,000	77,211,020	0.94
UNITED BANK LTD	金融	パキスタン	1,222,764	76,488,671	0.94
REFRIGERATION ELECTRICAL ENG	資本財・サービス	ベトナム	280,000	75,404,080	0.92
THU DUC HOUSING DEVELOPMENT	金融	ベトナム	140,000	74,033,097	0.91
TAY NINH RUBBER JSC	素材	ベトナム	220,000	72,172,476	0.88
AXIS BANK LIMITED	金融	インド	38,426	70,457,974	0.86
UNITECH LIMITED	金融	インド	343,339	68,632,533	0.84
CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	金融	中国	352,960	68,342,024	0.84
PAKISTAN STATE OIL CO LTD	エネルギー	パキスタン	200,969	67,292,676	0.82
RELIANCE INFRASTRUCTURE LTD	公益事業	インド	28,429	64,620,270	0.79
BINH MINH PLASTICS JSC	資本財・サービス	ベトナム	112,780	62,952,222	0.77
HAGL JSC	金融	ベトナム	95,000	58,609,535	0.72
IVRCL INFRASTRUCTURES & PROJ	資本財・サービス	インド	73,451	53,720,199	0.66
NTPC LIMITED	公益事業	インド	134,115	53,356,347	0.65
ENGRO CHEMICAL	素材	パキスタン	266,808	52,367,742	0.64
BINH CHANH CONSTRUCTION	金融	ベトナム	140,000	48,669,906	0.60
JSC BANK FOR FOREIGN TRADE	金融	ベトナム	185,000	48,461,810	0.59
VINH SON - SONG HINH HYDROPO	公益事業	ベトナム	250,000	48,106,824	0.59
HCM CITY INFRASTRUCTURE INV	資本財・サービス	ベトナム	130,000	38,828,205	0.47
ASHOK LEYLAND LIMITED	資本財・サービス	インド	490,777	38,684,789	0.47
CHINA UNICOM HONG KONG LTD	電気通信サービス	中国	300,000	38,055,018	0.47
THERMAX LIMITED	資本財・サービス	インド	37,406	38,023,826	0.46
INDIABULLS REAL ESTATE LTD	金融	インド	70,668	35,749,903	0.44
CHINA MERCHANTS BANK	金融	中国	174,400	34,815,974	0.43
CUMMINS INDIA LTD	資本財・サービス	インド	51,326	33,392,531	0.41
GLORIOUS PROPERTY HOLDINGS	金融	中国	640,000	32,532,766	0.40
BALRAMPUR CHINI MILLS LTD	生活必需品	インド	137,741	31,328,316	0.38
CHINA COAL ENERGY CO	エネルギー	中国	257,000	30,106,441	0.37
HINDUSTAN PETROLEUM CORP	エネルギー	インド	40,223	30,088,122	0.37
PHA LAI THERMAL POWER JSC	公益事業	ベトナム	220,000	29,623,031	0.36
CHINA COMMUNICATIONS CONST	資本財・サービス	中国	277,000	26,849,120	0.33
BAOVIET HOLDINGS	金融	ベトナム	140,000	26,185,780	0.32
HERO HONDA MOTORS LIMITED	一般消費財・サービス	インド	8,341	25,963,360	0.32
MAX INDIA LIMITED	資本財・サービス	インド	73,655	25,306,760	0.31
PETROVIETNAM DRILLING AND WE	エネルギー	ベトナム	50,000	23,869,798	0.29
KINHDO CORP	生活必需品	ベトナム	40,000	17,431,073	0.21

PETROLEUM TECHNICAL SERVICES	資本財・サービス	ベトナム	80,000	15,746,722	0.19
CHINA TELECOM CORP LTD	電気通信サービス	中国	366,000	15,475,707	0.19

金額の表示単位未満を四捨五入して表示しており、数字の合計金額は必ずしも一致しない場合があります。組入比率はケイマン籍の円建て外国投資信託Fullerton VPIC Fund Class A Unitsの純資産総額をもとに算出した比率です。上記の業種は、MSCI/S&P GICS\*の業種区分にもとづいています。

\* MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズとMSCI inc.が共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard =GICS)のことです。

[次へ](#)

## 新生 ショートターム・マザーファンドの状況

### ( 1 ) 貸借対照表

( 単位 : 円 )

	(平成21年 8 月26日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,047,929
国債証券	429,898,720
未収利息	1
流動資産合計	430,946,650
資産合計	430,946,650
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	425,409,081
剰余金	
剰余金	5,537,569
純資産合計	430,946,650
負債純資産合計	430,946,650

### ( 2 ) 注記表

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	(自平成20年 8 月27日 至平成21年 8 月26日)
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>

### ( 貸借対照表に関する注記 )

項目	(平成21年 8 月26日現在)
1. 計算日における受益権総数	425,409,081口
2. 1口当たり純資産額	1.0130円
(1万口当たり純資産額)	(10,130円)

## （関連当事者との取引に関する注記）

（自平成20年 8 月27日 至平成21年 8 月26日）
該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

（自平成20年 8 月27日 至平成21年 8 月26日）
該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（平成21年 8 月26日現在）
同計算期間の期首元本額	627,980,723円
同計算期間中の追加設定元本額	4,946,088円
同計算期間中の一部解約元本額	207,517,730円
同計算期間末日の元本額	425,409,081円
上記元本額の内訳	
新生・UTIインドファンド	300,568,055円
新生・フラトンVICファンド	104,964,353円
新生・UTIインドインフラ関連株式ファンド	19,876,673円

## 2 有価証券関係

（平成21年 8 月26日現在）

## 売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額（円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	429,898,720	56,740
合計	429,898,720	56,740

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成20年12月11日）から計算日までの期間に対応するものであります。

## 3 デリバティブ取引関係

（自平成20年 8 月27日 至平成21年 8 月26日）
本マザーファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## （3）附属明細表

（平成21年 8 月26日現在）

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考 （償還年月日）
国債証券	第 2 9 回国庫短期証券	40,000,000	39,999,040	2009年 9 月 7 日
	第 4 0 回国庫短期証券	140,000,000	139,973,680	2009年10月19日
	第 4 7 回国庫短期証券	250,000,000	249,926,000	2009年11月16日
合計		430,000,000	429,898,720	

## 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第 4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第 5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第 6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第 7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第 8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成21年9月末日現在です。

## &lt;新生・フラトンVPICFund&gt;

## 【純資産額計算書】

資産総額	8,480,046,177 円
負債総額	49,196,114 円
純資産総額（ - ）	8,430,850,063 円
発行済口数	15,724,630,305 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5362 円

## （参考）&lt;新生 ショートターム・マザーFund&gt;

## 純資産額計算書

資産総額	431,008,522 円
負債総額	- 円
純資産総額（ - ）	431,008,522 円
発行済口数	425,409,081 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0132 円

## 第5【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口数）	解約数量（口数）
第1計算期間 （平成19年9月28日～ 平成20年8月26日）	21,065,236,870	3,729,434,007
第2計算期間 （平成20年8月27日～ 平成21年8月26日）	755,001,149	2,218,903,274

（注）第1計算期間の設定数量（口数）は、当初設定数量（口数）を含みません。

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成21年9月末現在	資本金	495,000,000円
	発行可能株式総数	39,600株
	発行済株式総数	9,900株

最近5年間における資本金の増減はありません。

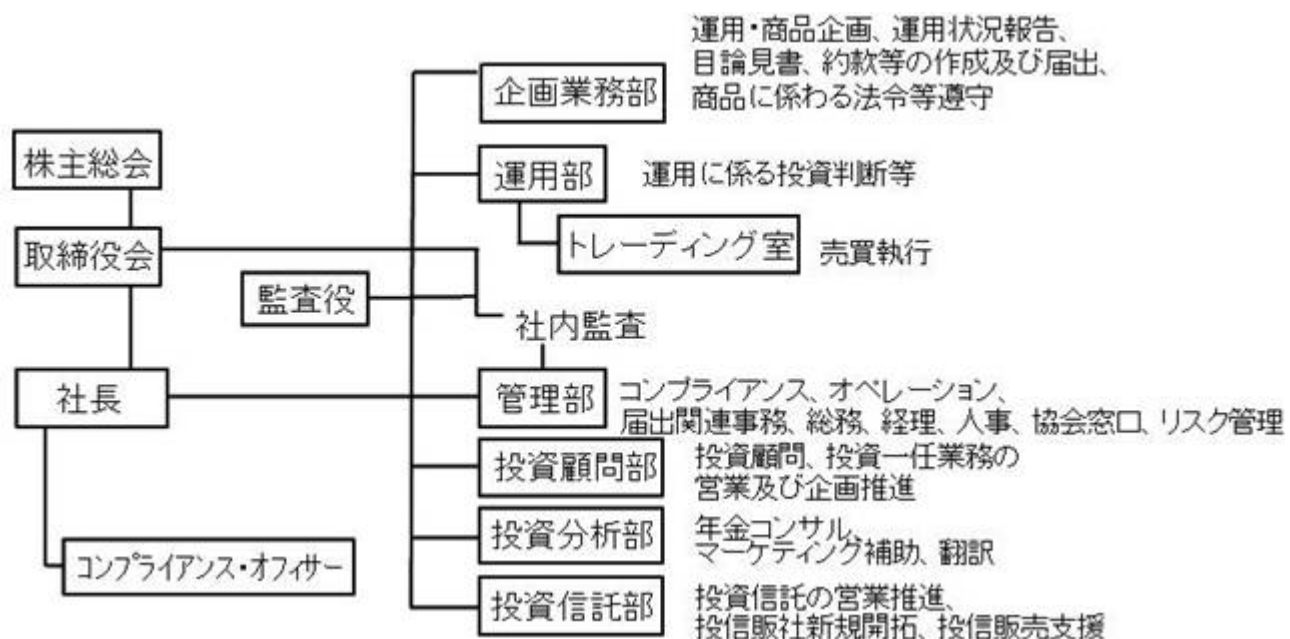
##### (2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

\* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



##### (3) 投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、運用部長を議長とし、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、企画業務部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者を



もって構成され、原則として月1回開催されます。当委員会では、運用計画及び運用計画の変更の承認を行う等運用全般における統括的な管理を行います。  
運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年9月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計35本（追加型投資信託15本、単位型投資信託20本）であり、純資産の総額は201,440百万円(百万円未満切捨)です。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

第7期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき作成されております。また、第8期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切捨てて記載しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第8期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けております。

## 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

期別		第7期 (平成20年3月31日現在)			第8期 (平成21年3月31日現在)		
科目	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
預金	2	720,177			621,602		
前払費用		8,311			7,536		
未収還付法人税等		-			13,982		
未収委託者報酬		260,866			126,871		
未収運用受託報酬		30,064			26,047		
未収収益		13,075			11,333		
繰延税金資産		10,576			-		
流動資産計		1,043,070		95.9	807,375		92.8
固定資産							
有形固定資産							
建物	1	3,116			2,648		
器具備品	1	7,656			5,925		
無形固定資産							
ソフトウェア		3,395			9,904		
商標権		342			267		
投資その他の資産							
長期前払費用		943			-		
差入保証金	2	-			40,649		
供託金		25,000			-		
繰延税金資産		3,916			3,204		
固定資産計		44,370		4.1	62,599		7.2
資産合計		1,087,441		100.0	869,974		100.0

期別		第7期 (平成20年3月31日現在)			第8期 (平成21年3月31日現在)		
科目	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
未払金							
未払手数料	2	152,048			72,118		
その他未払金	2	185,758			60,674		
未払費用		16,677			16,600		
未払法人税等		44,921			1,292		
未払消費税等		28,035			6,339		
繰延税金負債		-			2,673		
その他		-			12		

流動負債計			427,441	39.3		159,710	18.4
固定負債							
固定資産処分損失引当金			4,676			4,676	
固定負債計			4,676	0.4		4,676	0.5
負債合計			432,118	39.7		164,386	18.9
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			495,000			495,000	
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		160,322			210,587		
利益剰余金合計			160,322			210,587	
株主資本合計			655,322	60.3		705,587	81.1
純資産合計			655,322	60.3		705,587	81.1
負債・純資産合計			1,087,441	100.0		869,974	100.0

## (2)【損益計算書】

	注記 番号	第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		2,051,290		2,029,950	
運用受託報酬		173,409		174,144	
その他営業収益		63,296		64,502	
営業収益計		2,287,995	100.0	2,268,597	100.0
営業費用					
支払手数料	1	1,227,287		1,236,997	
広告宣伝費		95,626		77,319	
公告費		947		866	
調査費					
図書費		659		591	
調査費		96,215		116,473	
委託計算費		34,490		33,621	
営業雑経費					
通信費		3,494		2,915	
印刷費		5,479		13,237	
協会費		2,484		2,484	
その他営業雑経費		7,625		1,771	
営業費用計		1,474,309	64.4	1,486,280	65.5
一般管理費					
給料					
役員報酬		14,500		31,748	

給料・手当		178,374			334,996		
賞与		-			78,510		
退職給付費用		-			38,309		
交際費		5,561			2,373		
旅費交通費		19,173			20,063		
租税公課		13,228			9,292		
不動産賃借料		40,111			48,191		
固定資産減価償却費		4,922			5,459		
諸経費		101,776			127,187		
一般管理費計			377,648	16.5		696,131	30.7
営業利益			436,037	19.1		86,185	3.8
営業外収益							
受取利息	1	489			499		
雑収入		0			448		
営業外収益計			489	0.0		947	0.0
営業外費用							
雑損失		-			0		
営業外費用計			-	-		0	0.0
経常利益			436,527	19.0		87,133	3.8
特別損失							
固定資産除却損	2	228			-		
損害賠償金	3	2,801			612		
固定資産処分損失 引当金繰入額	4	4,676			-		
特別損失計			7,706	0.3		612	0.0
税引前当期純利益			428,821	18.7		86,520	3.8
法人税、住民税及び事業税	1	175,262			22,293		
法人税等調整額		14,493	160,769	7.0	13,962	36,255	1.6
当期純利益			268,051	11.7		50,264	2.2

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第7期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	107,729
	当期変動額	当期純利益 268,051
	当期末残高	160,322
利益剰余金合計	前期末残高	107,729
	当期変動額	268,051
	当期末残高	160,322

株主資本合計	前期末残高	387,270
	当期変動額	268,051
	当期末残高	655,322
純資産合計	前期末残高	387,270
	当期変動額	268,051
	当期末残高	655,322

第8期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	160,322
	当期変動額	当期純利益 50,264
	当期末残高	210,587
利益剰余金合計	前期末残高	160,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	210,587
株主資本合計	前期末残高	655,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	705,587
純資産合計	前期末残高	655,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	705,587

〔重要な会計方針〕

項目	第7期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第8期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 15年 器具備品 3～15年</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>

2. 引当金の計上基準	<p>固定資産処分損失引当金 将来の事務所移転に伴う有形固定資産の除却損及び原状回復費用等について、契約書等に基づき合理的に算出した損失見込み額を計上したものであります。</p>	<p>固定資産処分損失引当金 同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p> <p>連結納税制度の適用 同左</p>

## 〔会計処理方法の変更〕

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(固定資産の減価償却の方法の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p>	

## 〔表示方法の変更〕

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(貸借対照表の表示方法の変更) 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「未収投資顧問料」として表示した投資一任契約によって得た分について、当事業年度から「未収運用受託報酬」として表示しております。</p> <p>(損益計算書の表示方法の変更) 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「投資顧問料」として表示した投資一任契約によって得た分について、当事業年度から「運用受託報酬」として表示しております。</p>	

## 〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第7期 (平成20年3月31日現在)	第8期 (平成21年3月31日現在)																						
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">1,474千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">9,885千円</td> </tr> </table> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">430,116千円</td> </tr> <tr> <td>未払手数料</td> <td style="text-align: right;">81,004千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金</td> <td style="text-align: right;">133,408千円</td> </tr> </table> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	建物	1,474千円	器具備品	9,885千円	預金	430,116千円	未払手数料	81,004千円	その他未払金	133,408千円	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">1,941千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">13,173千円</td> </tr> </table> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">439,473千円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td style="text-align: right;">40,649千円</td> </tr> <tr> <td>未払手数料</td> <td style="text-align: right;">34,220千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金</td> <td style="text-align: right;">15,153千円</td> </tr> </table> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	建物	1,941千円	器具備品	13,173千円	預金	439,473千円	差入保証金	40,649千円	未払手数料	34,220千円	その他未払金	15,153千円
建物	1,474千円																						
器具備品	9,885千円																						
預金	430,116千円																						
未払手数料	81,004千円																						
その他未払金	133,408千円																						
建物	1,941千円																						
器具備品	13,173千円																						
預金	439,473千円																						
差入保証金	40,649千円																						
未払手数料	34,220千円																						
その他未払金	15,153千円																						

## (損益計算書関係)

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)												
<p>1. 関係会社との取引</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">588,835千円</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td style="text-align: right;">489千円</td> </tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td> <td style="text-align: right;">133,408千円</td> </tr> </table> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> <p>2. 固定資産除却損228千円は、器具備品に係るものであります。</p> <p>3. 損害賠償金2,801千円は、主に投資顧問業に係るものであります。</p> <p>4. 固定資産処分損失引当金繰入額4,676千円は、将来の事務所移転に伴う有形固定資産の除却損及び原状回復費用等について、契約書等に基づき合理的に算出した損失見込額であります。</p>	支払手数料	588,835千円	受取利息	489千円	法人税、住民税及び事業税	133,408千円	<p>1. 関係会社との取引</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">439,139千円</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td style="text-align: right;">499千円</td> </tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td> <td style="text-align: right;">15,153千円</td> </tr> </table> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> <p>3. 損害賠償金612千円は、主に投資信託に係るものであります。</p>	支払手数料	439,139千円	受取利息	499千円	法人税、住民税及び事業税	15,153千円
支払手数料	588,835千円												
受取利息	489千円												
法人税、住民税及び事業税	133,408千円												
支払手数料	439,139千円												
受取利息	499千円												
法人税、住民税及び事業税	15,153千円												

## (株主資本等変動計算書関係)

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																				
<p>1. 発行済株式に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>前事業年度末</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900			9,900	<p>1. 発行済株式に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>前事業年度末</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900			9,900
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	

## (リース取引関係)



第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

## (有価証券関係)

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

## (デリバティブ取引関係)

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

## (関連当事者情報)

第7期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	兼任3 出向3	営業取引	支払手数料	588,835	未払手数料	81,004
								連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	133,408	その他未払金	133,408

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

第8期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	439,139	未払手数料	34,220
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	15,153	その他未払金	15,153
							敷金の差入	40,649	差入保証金	40,649

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

## (税効果会計関係)

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																										
<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">10,576千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産処分損失引当金</td> <td style="text-align: right;">1,902千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>2,013千円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">14,493千円</td> </tr> </table>	未払事業税	10,576千円	固定資産処分損失引当金	1,902千円	その他	<u>2,013千円</u>	繰延税金資産合計	14,493千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">467千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債（流動）との相殺</td> <td style="text-align: right;"><u>467千円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定資産</td> </tr> <tr> <td>固定資産処分損失引当金</td> <td style="text-align: right;">1,902千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>1,301千円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right;"><u>3,204千円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">3,204千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td colspan="2">流動負債</td> </tr> <tr> <td>未収還付事業税</td> <td style="text-align: right;">3,140千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産（流動）との相殺</td> <td style="text-align: right;"><u>467千円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right;"><u>2,673千円</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;"><u>2,673千円</u></td> </tr> <tr> <td>差引：繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">530千円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		流動資産		未払事業税	467千円	繰延税金負債（流動）との相殺	<u>467千円</u>	小計	千円	固定資産		固定資産処分損失引当金	1,902千円	その他	<u>1,301千円</u>	小計	<u>3,204千円</u>	繰延税金資産合計	3,204千円	繰延税金負債		流動負債		未収還付事業税	3,140千円	繰延税金資産（流動）との相殺	<u>467千円</u>	小計	<u>2,673千円</u>	繰延税金負債合計	<u>2,673千円</u>	差引：繰延税金資産の純額	530千円
未払事業税	10,576千円																																										
固定資産処分損失引当金	1,902千円																																										
その他	<u>2,013千円</u>																																										
繰延税金資産合計	14,493千円																																										
繰延税金資産																																											
流動資産																																											
未払事業税	467千円																																										
繰延税金負債（流動）との相殺	<u>467千円</u>																																										
小計	千円																																										
固定資産																																											
固定資産処分損失引当金	1,902千円																																										
その他	<u>1,301千円</u>																																										
小計	<u>3,204千円</u>																																										
繰延税金資産合計	3,204千円																																										
繰延税金負債																																											
流動負債																																											
未収還付事業税	3,140千円																																										
繰延税金資産（流動）との相殺	<u>467千円</u>																																										
小計	<u>2,673千円</u>																																										
繰延税金負債合計	<u>2,673千円</u>																																										
差引：繰延税金資産の純額	530千円																																										
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.51%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割額等</td> <td style="text-align: right;">0.07%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の減少</td> <td style="text-align: right;">4.45%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>0.67%</u></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">37.49%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.69%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.51%	住民税均等割額等	0.07%	評価性引当額の減少	4.45%	その他	<u>0.67%</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>																														
法定実効税率 (調整)	40.69%																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.51%																																										
住民税均等割額等	0.07%																																										
評価性引当額の減少	4.45%																																										
その他	<u>0.67%</u>																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49%																																										

## (退職給付関係)

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当事項はありません。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。
-------------	---

## (1株当たり情報)

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 66,194円20銭 1株当たり当期純利益 27,075円94銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 71,271円47銭 1株当たり当期純利益 5,077円26銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

## (重要な後発事象)

第7期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

平成19年6月28日に開催された定時株主総会において、公告の方法に関する定款変更、平成19年8月9日および9月28日に開催された臨時株主総会において、目的に関する定款変更が決議されました。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

委託会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、事業年度末に決算を行います。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・名称 住友信託銀行株式会社
- ・資本金の額 287,500百万円(平成21年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### 参考：再信託受託会社の概要

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円(平成21年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

- ・名称 株式会社新生銀行
- ・資本金の額 476,200百万円(平成21年6月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
  
- ・名称 株式会社SBI証券
- ・資本金の額 47,937百万円(平成21年9月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
  
- ・名称 岡三証券株式会社
- ・資本金の額 5,000百万円(平成21年3月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
  
- ・名称 岩井証券株式会社
- ・資本金の額 10,004百万円(平成21年3月末現在)
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
  
- ・名称 フィデリティ証券株式会社

- ・ 資本金の額 4,507百万円(平成21年10月28日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
  
- ・ 名称 内藤証券株式会社
- ・ 資本金の額 3,002百万円(平成21年3月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
  
- ・ 名称 丸近証券株式会社
- ・ 資本金の額 200百万円(平成21年3月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
  
- ・ 名称 日興コーディアル証券株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円(平成21年10月1日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
  
- ・ 名称 楽天証券株式会社
- ・ 資本金の額 7,477百万円(平成21年10月1日現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
  
- ・ 名称 イーバンク銀行株式会社
- ・ 資本金の額 23,485百万円(平成21年7月17日現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
  
- ・ 名称 ばんせい山丸証券株式会社
- ・ 資本金の額 1,558百万円(平成21年3月末現在)
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

### (2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## 3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

( 1 ) 受託会社

該当事項はありません。

( 2 ) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙および裏表紙に、委託会社の名称、ファンドの基本的性格などを記載し、委託会社およびファンドのロゴ・マークを表示し、イラスト・図案を採用することまた、愛称を付すことがあります。
- (3) 目論見書の表紙裏に、次の事項を枠囲いして12ポイント以上で記載することがあります。

- ・投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関で投資信託を購入された場合、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。

- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」等として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (5) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載された内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 届出書本文「第二部 ファンド情報」「3 投資リスク」「(1)ファンドのリスクと留意事項」および「4 手数料及び税金」に記載された内容について、投資者の理解を助けるため、当該事項を枠囲いして12ポイント以上で記載することがあります。
- (7) 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (8) 目論見書の巻末に「用語集」を記載することがあります。
- (9) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (10) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (11) 目論見書の冒頭に、当ファンドに係るリスクおよび当ファンドに係る手数料等について、枠囲いし12ポイント以上で記載することがあります。



# 独立監査人の監査報告書

平成21年9月30日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会

御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・フラトンVPICFundの平成20年8月27日から平成21年8月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・フラトンVPICFundの平成21年8月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成21年6月12日

新生インベストメント・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	青 木 裕 晃	印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山 田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成20年10月9日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	青 木 裕 晃	印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	山 田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・フラトンVPICFファンドの平成19年9月28日から平成20年8月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・フラトンVPICFファンドの平成20年8月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前計算期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月18日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

### 監査法人 トーマツ

指 定 社 員	公認会計士	青 木 裕 晃	印
業 務 執 行 社 員			

指 定 社 員	公認会計士	山 田 信 之	印
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。